

健康食品調査（タイ）

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

バンコク事務所

農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

0. はじめに.....	6
0.1 日本の健康食品に関する制度について.....	6
0.2 本報告書における「健康食品」の定義.....	6
1. タイにおける公的な定義、分類.....	7
1.1 定義.....	7
1.2 食品の区分.....	8
2. 流通・生産に関する規制.....	13
2.1 施設の認可申請.....	13
(1) 生産認可申請.....	13
(2) 輸入施設認可申請.....	19
2.2 製品の認可申請.....	22
2.3 広告について.....	26
3. 表示に際する概要（法規制、許認可方法など）.....	27
3.1 ラベル要求事項.....	27
3.2 栄養強調表示（Nutrient Claim）.....	30
3.2.1 栄養素含有量表示（Nutrition content claims）.....	30
3.2.2 栄養比較表示（Comparative claim）.....	44
3.2.3 栄養機能に関する表示.....	50
3.2.4 健康、またはそれに類似する内容の表示.....	52
3.2.5 その他条件.....	53
3.3 表示内容の許可申請.....	54
3.4 新規栄養成分の登録方法.....	54
3.5 商品名やロゴとの関係.....	55
3.6 健康に関する表示（Health claim）.....	55
4. 市場動向.....	56
4.1 タイの健康食品市場.....	56
4.2 企業リスト.....	65
(1) 健康食品の製造企業.....	65
(2) 健康食品の製造、販売代理店.....	65
(3) 健康食品の輸入業者、販売代理店.....	67
(4) 健康食品の販売代理店.....	67
(5) サプリメントの製造企業.....	67
(6) サプリメントの製造、販売代理店、輸入業者.....	68
(7) サプリメントの製造、販売代理店.....	68

(8) サプリメントの販売代理店、輸入業者	69
(9) サプリメントの販売代理店.....	70
(10) 小売店（量販店）	71
(11) 小売店（スーパーマーケット）	72
(12) 小売店（ドラッグストア）	72
(13) 小売店（コンビニエンスストア）	73
(14) タイの主要小売業者 地域別店舗数（2014年8月時点）	74
4.3 商品例.....	75
(1) 食品・飲料分類別.....	75
(2) ヘルス・ベネフィット別.....	79
(3) 素材・成分別	83
4.4 販売チャネル.....	92
4.5 店舗インタビュー.....	93
5. 失敗・トラブル事例.....	96
表 1 食品の4区分	8
表 2 グループ1 特定管理食品の具体例	9
表 3 グループ2 品質規格管理食品の具体例	9
表 4 グループ3 表示管理食品の具体例.....	11
表 5 グループ4 一般的な食品の具体例（食品法から参照）	12
表 6 1食分当たりを基準とした栄養強調表示の条件（ケース1に該当する食品の場合）	31
表 7 乳製品 (Dairy products)	37
表 8 パッケージ飲物 (Beverages)	38
表 9 菓子類 (Snack food and desserts)	38
表 10 インスタント食品 (Semi processed food)	38
表 11 パン類 (Bakery product)	38
表 12 シリアル類 (Cereals and grain product)	39
表 13 その他の食品 (Miscellaneous)	39
表 14 100g 当たりまたは 100ml 当たりを基準とした栄養強調表示の条件（ケース2に 該当する食品の場合）	41
表 15 1食分当たりを基準とした栄養比較表示の条件（ケース1に該当する食品の場合）	45
表 16 100g 当たりまたは 100ml 当たりを基準とした栄養比較表示の条件（ケース2に 該当する食品の場合）	48

表 17	表示可能な栄養成分および機能	50
表 18	健康食品市場規模と内訳	57
表 19	健康食品の内訳（2013 年）	58
表 20	健康食品の購入場所（2013 年）	58
表 21	健康食品の宣伝広告（2013 年）	58
表 22	タイの疾病上位 10 位（2012 年）	59
表 23	生活習慣病のリスク因子の割合	60
表 24	1 週間における食品摂取頻度（2013 年）	61
表 25	食品を購入する際に考慮すること（2013 年）	61
表 26	地域別家計月収とひと月当たりの食品、健康に関する支出（2011 年）	62
表 27	美容飲料についてのアンケート（n 数=148）	62
表 28	1 日当たりの栄養摂取推奨量（6 歳以上）（R D I）	63
表 29	店舗インタビュー結果一覧	93
表 30	表示違反の例	96
表 31	健康食品に関するトラブル事例、行政処分	97
図 1	日本の制度・分類	6
図 2	名目 GDP の推移	57
図 3	タイの人口	58

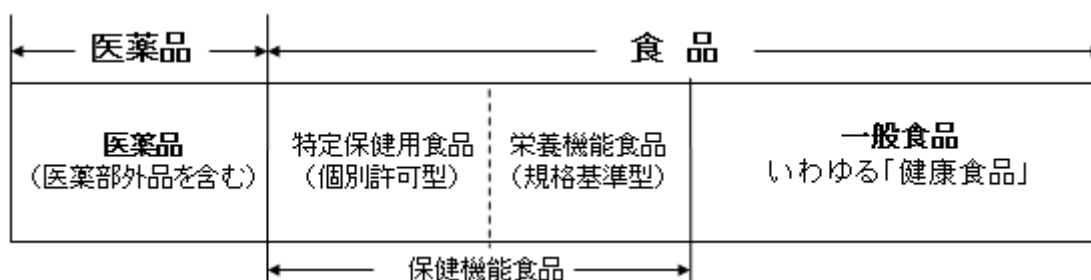
0. はじめに

0.1 日本の健康食品に関する制度について

日本において、「健康食品」の法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指している。従って、HS 分類や JAS 法でも「健康食品」という項目は存在しない。

食品において健康や栄養に関する表示を行える制度には、①栄養成分の量や熱量等の表示をする場合の基準である「栄養成分表示」（当該栄養成分が「高い」、「低い」などの強調表示を含む）、②栄養成分（ビタミン・ミネラル）の機能を表示する「栄養機能食品」（「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」など）、③特定の保健の用途に資する旨を表示する「特定保健用食品」（「おなかの調子を整えたりするのに役立つ」など）がある¹。「栄養機能食品」および「特定保健用食品」以外の食品には、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない²。

図1 日本の制度・分類



出所：厚生労働省ウェブページ

0.2 本報告書における「健康食品」の定義

前項のとおり、「健康食品」には明確な定義が存在しないことから、本報告書では便宜上、「広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般」と定義する。

¹ 消費者庁（健康や栄養に関する表示の制度について）

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html>

² 消費者庁（健康食品の表示制度の概要）

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin387.pdf>

1. タイにおける公的な定義、分類

1.1 定義

タイ国食品法 1979 年³ (Ministry of Public Health Thailand, Thai Food and Drug Administration) によると、食品、サプリメント、医薬品はそれぞれ以下のとおり定義されている。

- ① 「食品（一般食品）」とは、次の経口摂取する物品や生命維持のための物品をいう。
 - ア. 人が食べる、飲む、口に含むもしくは何らかの方法、何らかの形式で体内に摂りいれる物品。ただし薬品、神経系に効果を及ぼす物品、違法薬物は含まない。
 - もしくは、
 - イ. 食品製品として使用すること、もしくはその一部として使用することを目的とする物品、食品添加物、着色料、香料、調味料。

- ② 「サプリメント」とは、次の物品のいずれかをいう。
 - ア. 錠、カプセル、粉、粒、液体等の状態の栄養成分やその他成分からなる、通常の食事以外に摂取する製品。
 - イ. 通常の食品の形式ではない、消費者が健康管理上の効果を期待するもの。

- ③ 「医薬品」とは、次の物品のいずれかをいう。
 - ア. 政府が告示する薬品リスト中で認証されている物品。
 - イ. 人や動物の病気や疾病の研究、治癒、軽減、治療、予防への使用を目的とする物品。
 - ウ. 半製品状態の製薬化学物品。
 - エ. 上述ア. ～ウ. に基づく人や動物の健康や体の構造、機能に対する効用を目的とした物品。ただし次は含まない。
 - a. 政府告示に基づく農業用、工業用の物品
 - b. 人用の食品、運動器具、健康管理器具用具、化粧品、化粧器具、医療用器具とすることを目的とした物品
 - c. 人の体に対して直接行っていない病気の研究、分析、解析を行う実験室用とすることを目的とした物品

³ タイ国食品法 1979 年 (Ministry of Public Health Thailand, Thai Food and Drug Administration)
<http://elib.fda.moph.go.th/fulltext2/%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2/%E0%B8%81%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%84%E0%B8%A7%E0%B8%9A%E0%B8%84%E0%B8%B8%E0%B8%A1%E0%B8%AD%E0%B8%B2%E0%B8%AB%E0%B8%B2%E0%B8%A3/%E0%B8%9E%E0%B8%A3%E0%B8%9A/54/%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%A1%E0%B9%80%E0%B8%A5%E0%B9%88%E0%B8%A1%202554.pdf>

1.2 食品の区分

食品法（1979年）によると、タイにおける「食品」は、「特定管理食品」、「品質規格管理食品」、「表示管理食品」、「一般食品」の4つの区分で管理されており、これらは日本の食品区分とは一致しない。規制はいずれもタイ保健省食品医薬品局（Food and Drug Administration：FDA）が管轄している。

このうち「特定管理食品」、「品質規格管理食品」、「表示管理食品」については、基準や定義が存在しない。現在、これらの食品区分については、具体例がウェブサイトで見られているのみであり、タイにおける食品の製造・販売に際しては個別にFDAの判断を仰ぐ必要がある。各食品グループの具体例については、以下の表2～表5を参照されたい。

また、医薬品も4つの区分で管理されており、それぞれ「動物性医薬品」、「バイオテクノロジー医薬品」、「非処方箋薬」、「新薬」である。医薬品についても、規制は食品と同様にFDAが管轄している。

表1 食品の4区分

食品グループ	区分	内容
グループ1	特定管理食品	<p>最大限に厳格な規制、管理が必要な食品は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消費者の健康衛生に甚大／かなり大きなリスクがあり、消費者を死亡させる可能性がある。（例：体重管理が必要な者向け食品、乳児用加工乳や乳幼児用加工乳、乳児用食品、乳幼児用食品、乳幼児用サプリメント等の特に乳児のリスクグループとなる消費者グループ向け食品） • 食品添加物、チクロ、ステビア等の複数の多種食品生産と併用する食品／化学物質
グループ2	品質規格管理食品	<ul style="list-style-type: none"> • 発酵食品、栄養価や安全面に影響を及ぼす食品（例：ナムプラー、酢等） • 消費者の健康衛生に重大な影響を及ぼさないが、長期的には消費者の健康衛生に重大な影響を及ぼす可能性のある生産プロセスを経る食品（例：密封容器に封入された飲料水、食塩、茶、コーヒー） • 製品の消費者に対する安全確保のために生産プロセス管理を実施する必要がある食品（例：密封容器内に封入された食品、牛乳、加工乳、ヨーグルト、乳製品、アイスクリーム、密封容器に封入された飲料）
グループ3	表示管理食品	<ul style="list-style-type: none"> • 食品添加物の仕様が厳格に規制されており、微生物の繁殖に適さない環境が保たれているために危険性の低い食品（例：ガム、キャンディー） • 一部に管理が不十分な生産プロセスがあったとしても製品の消費者の健康衛生に対する危険性がかなり低い食品（例：インスタント食品、レトルト）

		食品等)
グループ 4	一般食品	<p>上述の 3 区分以外の食品は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康衛生に対する危険性の低い食品（例：ガピ（えびペースト）、乾燥豆、春雨、カノムチーン（タイ素麺）、グラニュー糖、胡椒、粉トウガラシ等）

表 2 グループ 1 特定管理食品の具体例

具体例	保健省告示番号 (カッコ内は告示された年)
シクラミン酸ナトリウムおよびシクラミン酸ナトリウムを含む食品	No. 281(2004), No. 359 (2013), No. 363 (2013)
乳幼児用調整乳、幼児および小児用連用処方調整乳	No. 156(1994), No. 167(1996), No. 286(2004), No. 307(2007)
食品添加物	No. 281(2004)
乳幼児用食品、乳幼児および子供用連用処方食品	No. 157(1994), No. 168(1996), No. 171(1996), No. 287(2004), No. 308(2007)
体重管理を必要とする人のための食品	No. 121(1989), No. 331(2011)
乳幼児および小児用補助食品	No. 158(1994), No. 169(1996)
ステビオール配糖体	No. 360(2013)

表 3 グループ 2 品質規格管理食品の具体例

具体例	保健省告示番号 (カッコ内は告示された年)
コーヒー	No. 197(2000), No. 276(2003), No. 330(2011)
食塩	No. 333(2011)
ビタミン添加米	No. 150(1993)
ピータン	No. 236(2001)
クリーム	No. 208(2000)
電解質飲料	No. 195(2000), No. 332(2011)
チョコレート	No. 83(1984), No. 327(2011)

茶	No. 196(2000), No. 277(2003), No. 329 (2011)
一部のソース	No. 280(2004)
ハーブティ	No. 201(2000)
氷	No. 78(1984), No. 137(1991), No. 254(2002), No. 285(2004)
密閉容器に詰められた豆乳	No. 198(2000)
密閉容器に詰められた飲用水	No. 61(1981), No. 135(1991), No. 220(2001), No. 256(2002), No. 284(2004), No. 316(2010)
魚醤	No. 203(2000), No. 323 (2010)
はちみつ	No. 211(2000)
落花生油	No. 23(1979), No. 233(2001)
バターオイル	No. 206(2000)
パーム油	No. 56(1981), No. 234(2001)
ココナッツ油	No. 57(1981), No. 235(2001)
油および油脂	No. 205(2000)
天然ミネラル水	No. 199(2000)
酢	No. 204(2000)
バター	No. 227(2001)
チーズ	No. 209(2000)
ギー	No. 226(2001)
大豆タンパク粉末から得られる調味製品	No. 317(2010), No. 322(2010)
サプリメント	No. 293(2005), No. 309(2007)
密閉容器に詰められたジャム、ゼリーおよびマーマレード	No. 213(2000)
ローヤルゼリーおよびローヤルゼリー製品	No. 294(2005)
半インスタント食品	No. 210(2000)
調理用食塩水	No. 324(2010)

マーガリン	No. 348(2012)
牛乳	No. 350(2013)
フレーバー牛乳	No. 351(2013)
その他の乳製品	No. 352(2013)
乳酸飲料	No. 353(2013)
アイスクリーム	No. 354(2013)
密閉容器に詰められた食品	No. 355(2013)
密閉容器に詰められた飲料	No. 356(2013)

表 4 グループ 3 表示管理食品の具体例

具体例	保健省告示番号 (カッコ内は告示された年)
パン	No. 224(2001)
密閉容器に詰められたソース	No. 200(2000)
玄米粉	No. 44(1980)
肉製品	No. 243(2001)
香味料	No. 223(2001)
インスタント寒天およびゼリー菓子	No. 100(1986), No. 263(2002)
ガムおよび飴	No. 228(2001)
半調理食品および調理済みインスタント食品	No. 237(2001)
照射食品	(No. は原本に記載が無い) (2010)
遺伝子組み換え食品	No. 251(2002)
特別な目的を持つ食品 (※)	No. 357(2013)

(※) 食品法 1979 年 保健省告示番号 238 号(2001 年)によると、具体例として以下が挙げられている。

- ・ 特別な病人あるいは身体障害者に向けた食品
- ・ 特別な栄養が必要な人に向けた食品。例えば、老人、妊婦、ウェイトコントロールが必要な人に向けた食品。

表 5 グループ 4 一般的な食品の具体例 (食品法から参照)

分類	具体例
動物性製品	生または乾燥した肉類、魚介類製品、卵、ガピ (えびペースト)
植物性製品	生鮮・乾燥野菜、果物、落花生、漬物、ココナッツミルク
エキス	原材料用のエキス
栄養 (原材料)	原材料用のビタミン、ミネラル、アミノ酸
炭水化物製品	麺、キャッサバ粉、春雨
未完成食品・料理用の食品	-
調味料	うま味調味料
糖類	砂糖、カラメル
香辛料	マスタード、胡椒、その他

上述の表 5 (グループ 4) のうち、原材料用の 2 分類を除く下記 7 分類の一般食品は、容器内に封入され、消費者に販売できる形態の一般食品である。表 5 (グループ 4) の一般食品は、FDA への商品登録は不要であるが、消費者に販売される下記 7 分類の一般食品は賞味期限、製造年月日、内容量を記載することが求められる。

- 1) 動物性製品
- 2) 植物性製品
- 3) 炭水化物製品
- 4) 未完成食品・料理用の食品
- 5) 調味料
- 6) 糖類
- 7) 香辛料

2. 流通・生産に関する規制

販売する食品（グループ 1 から 3 の食品、サプリメント含む）は、保健省に認可申請を行わなければならない。認可申請は、①施設（生産／輸入）、②製品、③広告の 3 部に区分される。

2.1 施設の認可申請

(1) 生産認可申請

タイで食品を製造する事業者は、関係法令に基づき生産施設の認可を取得する必要がある。

<食品生産施設関連法律条項>

- ・ 第 6 条(10) ラベルが必要となる販売のために生産／輸入する食品の種類・種別、ラベル内の文言、ラベル表示の条件および方法、ラベル内の広告の原則および方法を定める。
- ・ 第 14 条 認可者から認可証を取得した場合を除き、何人も販売のための食品生産施設を設置してはならない。認可申請および認可は省令に規定の原則、手続、条件に準拠するよう実施する。
- ・ 第 18 条 第 14 条および第 15 条に基づき交付された認可証は、発行後 3 年目の 12 月 31 日まで有効とする。認可取得者が認可証の更新申請を希望する場合、認可証満了前に申請を提出する。申請提出後、認可者が認可証更新の不認可を命じるまでは事業を継続できる。認可証更新申請および認可は省令に規定の原則、手続、条件に準拠するよう実施する。
- ・ 第 20 条 第 14 条もしくは第 15 条に基づく認可取得者が認可証に記載以外の施設で食品を生産、輸入、保管してはならない。
- ・ 第 21 条 認可取得者は認可者の許可を得ずに生産施設、輸入施設、保管施設を移転してはならない。認可申請、認可は省令に規定の原則、手続、条件に準拠するよう実施する。

①用語の定義（出所：食品法 1979 年）

「生産」とは、生産、混合、加工、梱包をいう。

「輸入」とは、国内への輸入もしくは注文をいう。

「販売」とは、商業目的での売却、支給、配布、交換、販売目的での所持をいう。

「工場」とは、合計 5 馬力もしくは 5 馬力相当以上の機械、7 人以上の労働者（機械使用の有無は問わない）を使用する建物、施設、車両をいう。

②生産施設の種類の種類（出所：食品工場設立法⁴ p. 1）

生産施設は、次の2種類に区分される。

- ・ 第1種：工場範囲外：5馬力もしくは5馬力相当未満の機械、7人未満の労働者（機械使用の有無は問わない）を使用
- ・ 第2種：工場範囲内：5馬力もしくは5馬力相当以上の機械、7人以上の労働者（機械使用の有無は問わない）を使用

③法的措置（出所：工場法⁵1979年54号）

- ・ 工場範囲内の生産施設：生産者は販売目的の食品生産認可を申請しなければならない。違反者は3年以下の懲役もしくは30,000バーツ以下の罰金あるいは併科が科せられる。（第14条に基づく違反）
- ・ 工場範囲外での生産施設：生産者は食品生産施設番号、食品品目を申請しなければならない。違反者は30,000バーツ以下の罰金が科せられる。（第6条(10)に基づく違反）

④認可申請提出が必要な場合（出所：食品工場設立法）

1. 食品生産施設認可申請（SorBor1。別紙資料 p. 6）
2. 食品生産認可証項目修正申請（Sor. 4。別紙資料 p. 18）
 - 1.1 食品種類追加
 - 1.2 計画、機械等の変更
3. 生産施設移転認可申請（Orr. 5。別紙資料 p. 20）
4. 食品生産認可証更新（Orr. 3。別紙資料 p. 22）

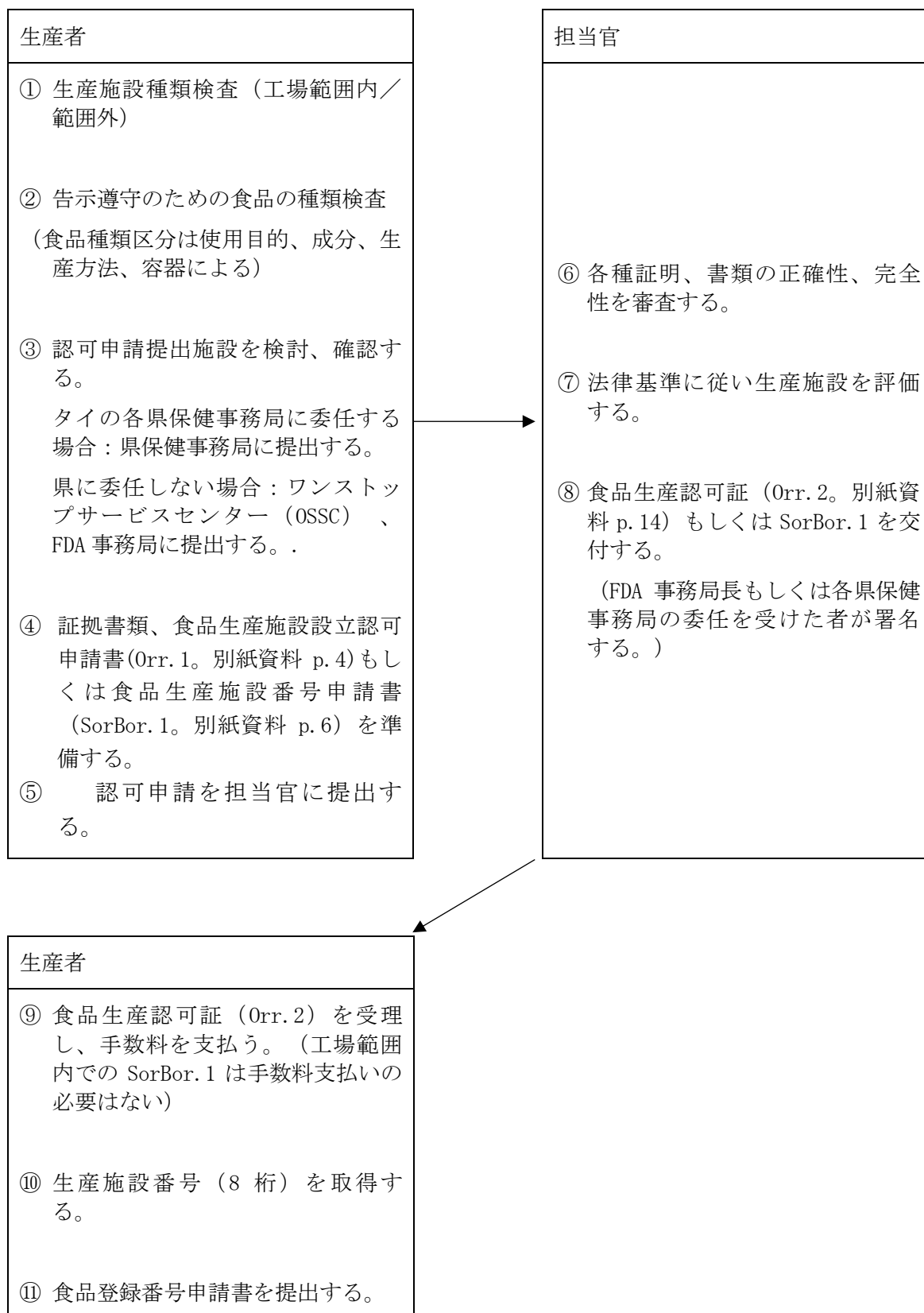
⁴ 食品工場設立法：

[http://newsser.fda.moph.go.th/osscc/tha/data_center/Manual/%2E%0B%81%8E%0B%8B%2E%0B%8A%3E%0B%82%8E%0B%8AD%E%0B%8AD%E%0B%99%8E%0B%8B%8E%0B%8D%E%0B%8B%2E%0B%95%8E%0B%95%8E%0B%8B%1E%0B%89%9E%0B%87%8E%0B%82%9E%0B%8A%3E%0B%87%8E%0B%87%8E%0B%8B%2E%0B%99%8E%0B%99%8E%0B%8A%5E%0B%8B%4E%0B%95%8E%0B%8AD%E%0B%8B%2E%0B%8AB%E%0B%8B%2E%0B%8A%3E%0B%81%9E%0B%8A%5E%0B%8B%0E%0B%81%8E%0B%8B%2E%0B%8A%3E%0B%82%8E%0B%8AD%E%0B%80%9E%0B%98%8E%0B%8A%5E%0B%8B%5E%0B%88%9E%0B%8A%2E%0B%99%8E%0B%81%9E%0B%98%8E%0B%8A%5E%0B%87%8E%0B%81%9E%0B%81%8E%0B%89%9E%0B%84%9E%0B%82%8E%0B%8AA%E%0B%96%8E%0B%8B%2E%0B%99%8E%0B%97%8E%0B%8B%5E%0B%88%9E%0B%98%8E%0B%8A%5E%0B%8B%4E%0B%95%8E%0B%8AD%E%0B%8B%2E%0B%8AB%E%0B%8B%2E%0B%8A%20%3E%0B%8AD%20%1E%0B%8AD%20%5E%0B%8AA.\(2549\)20%4.pdf](http://newsser.fda.moph.go.th/osscc/tha/data_center/Manual/%2E%0B%81%8E%0B%8B%2E%0B%8A%3E%0B%82%8E%0B%8AD%E%0B%8AD%E%0B%99%8E%0B%8B%8E%0B%8D%E%0B%8B%2E%0B%95%8E%0B%95%8E%0B%8B%1E%0B%89%9E%0B%87%8E%0B%82%9E%0B%8A%3E%0B%87%8E%0B%87%8E%0B%8B%2E%0B%99%8E%0B%99%8E%0B%8A%5E%0B%8B%4E%0B%95%8E%0B%8AD%E%0B%8B%2E%0B%8AB%E%0B%8B%2E%0B%8A%3E%0B%81%9E%0B%8A%5E%0B%8B%0E%0B%81%8E%0B%8B%2E%0B%8A%3E%0B%82%8E%0B%8AD%E%0B%80%9E%0B%98%8E%0B%8A%5E%0B%8B%5E%0B%88%9E%0B%8A%2E%0B%99%8E%0B%81%9E%0B%98%8E%0B%8A%5E%0B%87%8E%0B%81%9E%0B%81%8E%0B%89%9E%0B%84%9E%0B%82%8E%0B%8AA%E%0B%96%8E%0B%8B%2E%0B%99%8E%0B%97%8E%0B%8B%5E%0B%88%9E%0B%98%8E%0B%8A%5E%0B%8B%4E%0B%95%8E%0B%8AD%E%0B%8B%2E%0B%8AB%E%0B%8B%2E%0B%8A%20%3E%0B%8AD%20%1E%0B%8AD%20%5E%0B%8AA.(2549)20%4.pdf)

⁵ 工場法：

<http://www.industry.go.th/kamphaengphet/index.php/download-document/104--2535/file>

⑤食品生産施設認可申請手順（出所：食品工場設立法）



⑥生産施設認可申請に必要な書類（出所：食品工場設立法）

1. Orr. 1 もしくは SorBor. 1
2. ID カードコピーおよび家屋住居登録コピー
3. 商業登記簿コピー
4. 法人の場合
 - 4.1 会社証明書（6 カ月以内）
 - 4.2 株主名簿（BorOrJor. 5）
 - 4.3 委任および実施責任者任命書（別添資料 p. 10）
5. 一般委任状（別添資料 p. 12）
6. 納税者証コピー（あれば）
7. 商務省交付の法人国籍証明書コピー（株主名簿）1 通（法人のみ）もしくはタイ投資委員会（BOI）の投資奨励証

（作成者注：外国人の場合、登記資本金は一億バーツ以上でなければならないが、アメリカ国籍の場合は登録資本金一億バーツ以下であっても可能）

8. 縮尺の正しい図面

- 8.1 工場設置場所および近隣建築物を示す地図
- 8.2 工場敷地内の建築物を示す地図
- 8.3 正面図、側面図、断面図
- 8.4 敷地図面
部屋や区画の区分、機械位置、手洗い場、トイレ

9. 各種詳細

- 9.1 水／氷／蒸気の発生源
- 9.2 生産方法
- 9.3 機械リスト
- 9.4 機械、容器洗浄方法
- 9.5 食品の種類・種別
- 9.6 生産量
- 9.7 容器、原材料、添加物の種類
- 9.8 ゴミ処理方法
- 9.9 男女労働者数
- 9.10 LACF(Low-Acid Canned Foods And Acidified Food)食品の場合、
TD(Temperature Distribution)+HP(Heat Penetration)書類を提出する。
- 9.11 酸調整食品の場合、pH 分析書類、殺菌温度／時間分析書類を提出する。

⑦食品生産認可証項目修正申請 (Sor. 4。別紙資料 p. 14)

食品生産認可証(Or. 2)もしくは工場範囲外食品生産施設番号申請書 (SorBor. 1) を取得後に、「食品種類追加」を希望する場合は、食品種類追加の手続きを行う必要がある(施設検査が必要)。

生産者は食品生産施設設立認可申請書(Or. 1)を提出、もしくは食品生産施設修正フォーム (SorBor. 2) および追加申請する食品の書類を送付する。

食品生産認可証 (Or. 2) もしくは工場範囲外食品生産施設番号申請書 (SorBor. 1) 取得後、「生産施設詳細追加/修正/変更」を希望する場合は、機械追加/削減、その他処理の変更の手続きを行う必要がある(施設検査が必要)。

生産者は、食品生産認可証項目変更申請書 (Sor. 4) を提出、もしくは食品生産施設修正フォーム (SorBor. 2) を提出し、変更申請項目を追加する。

その他、以下のような変更がある場合、生産者は食品生産認可証項目変更申請書 (Sor. 4) を提出する。もしくは食品生産施設修正フォーム (SorBor. 2) を提出し、変更申請項目を追加する(施設検査不要)。

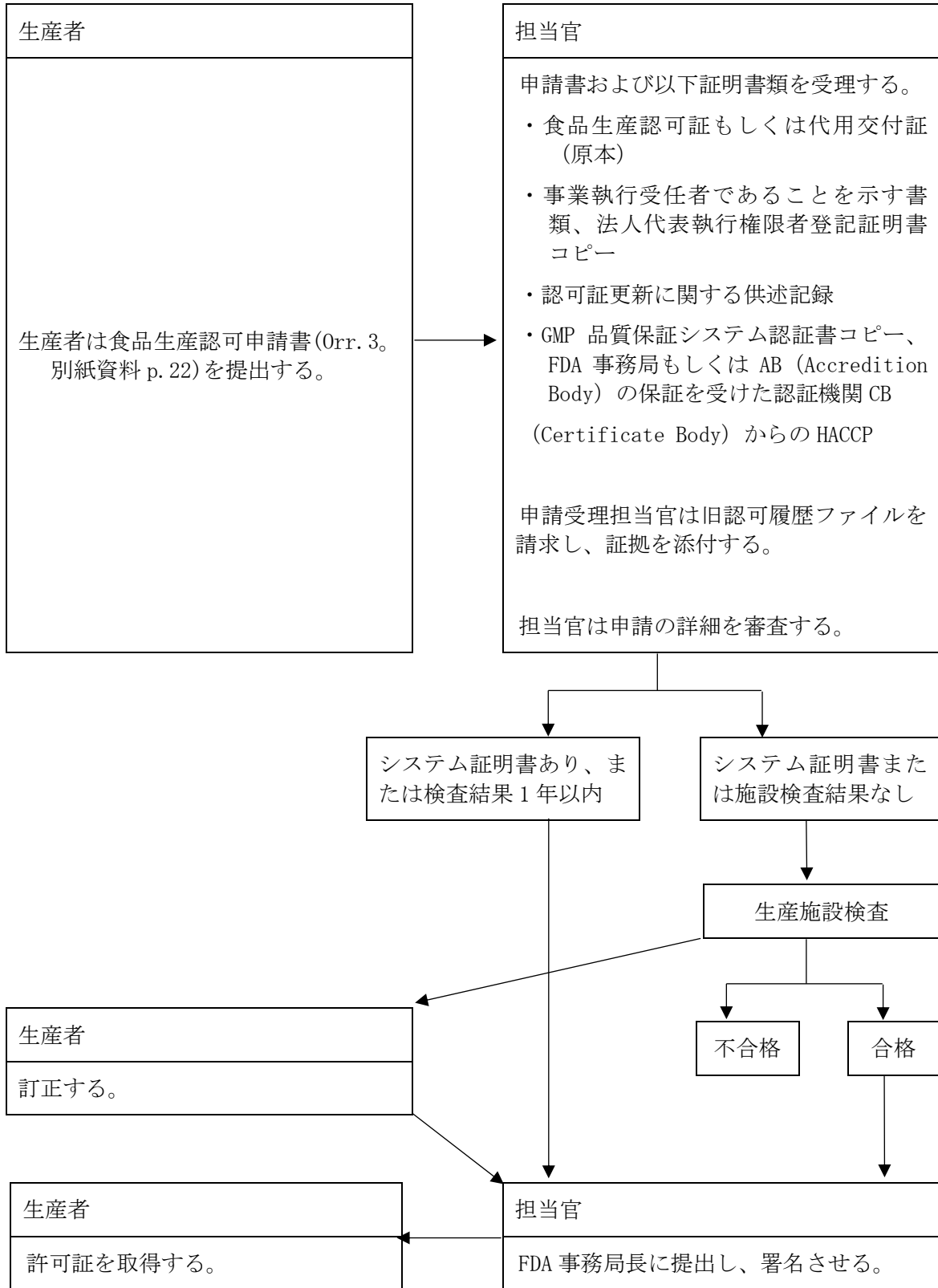
- ・ 認可取得者/法人状況変更
- ・ 氏名変更/事業執行者変更
- ・ 認可取得者氏名変更(個人)
- ・ 住所変更

⑧生産施設移転認可申請

食品生産認可証 (Or. 2) もしくは工場範囲外食品生産施設番号申請書 (SorBor. 1) 取得後、「食品生産施設移転申請」を希望する場合は、生産施設移転申請の手続きを行う必要がある(施設検査が必要)。

生産者は、食品生産施設もしくは食品保管施設の移転認可申請書(Or. 5)を提出の上、食品生産施設修正フォーム (SorBor. 2) および証拠、書類を送付する。

⑨食品生産認可証更新手順



(2) 輸入施設認可申請

食品を輸入しようとする事業者は、食品輸入の許可を申請する際に、関連施設の認可も取得する必要がある。

- 1) 定義：「輸入」とは、国内への食品の輸入もしくは注文をいう。
- 2) 関連法律（食品法 1979 年第 15 条）

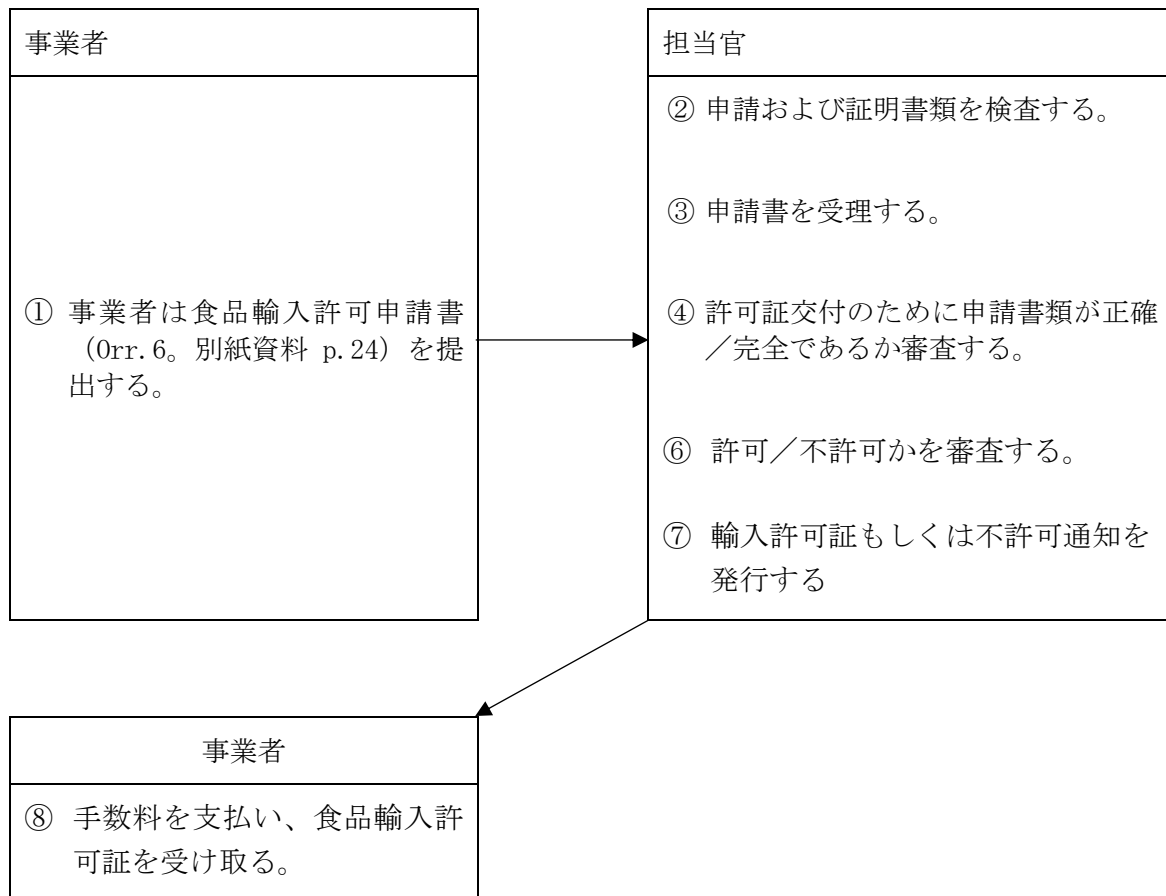
認可者から認可証を取得している場合を除き、何人も販売目的の食品を輸入してはならない。認可申請および認可は省令第 2 号に規定の原則、手続、条件に準拠するよう実施する。
- 3) 事業者の義務（食品法 1979 年第 15 条）

食品の輸入者には、以下を順守する義務が課せられている。

 - 認可に従い食品を保管する。（食品法 1979 年第 20 条）
 - 食品の輸入施設／保管施設を移転してはならない。（食品法 1979 年第 21 条）
 - 登記に一致する特定管理食品を輸入する。（食品法 1979 年第 34 条）
 - 公開された場所に認可証／代用交付証を表示し、生産／輸入施設を示すプレートを作成しなければならない。（食品法 1979 年第 23 条）
- 4) 事業者の権利（食品法 1979 年第 19 条）

認可者が認可証を交付しない場合、認可証を更新しない場合、施設移転を認可しない場合、文書で保健省の大臣に再審を請求することができる。
- 5) 食品輸入許可申請手順（食品法 1979 年第 15 条）

タイに食品の輸入をする際は、あらかじめ以下の手順で輸入許可証を取得しておく必要がある。



6) 食品輸入許可申請の際の書類 (参照：食品法 1979 保健省告示第 2 号)

食品輸入許可の申請をする際に必要となる書類は、以下のとおりである。
 サンプル持ち込みの手続きについては、食品輸入と同様の手続きである。

1. 食品輸入許可申請書 (Orr. 6。別紙資料 p. 24)
2. 食品輸入許可申請証明書 (別紙資料 p. 26)
3. 個人の場合
 3. 1. 申請書提出署名者の家屋住居登録コピー
 3. 2. 申請書提出署名者の ID カードコピー
 3. 3. 操業登記簿もしくは商務省登記簿のコピー
 3. 4. 納税者証コピー (あれば)
4. 法人の場合
 4. 1. 申請書提出署名者の家屋住居登録コピー
 4. 2. 申請書提出署名者の ID カードコピー
 4. 3. 事業執行者の ID カードコピー

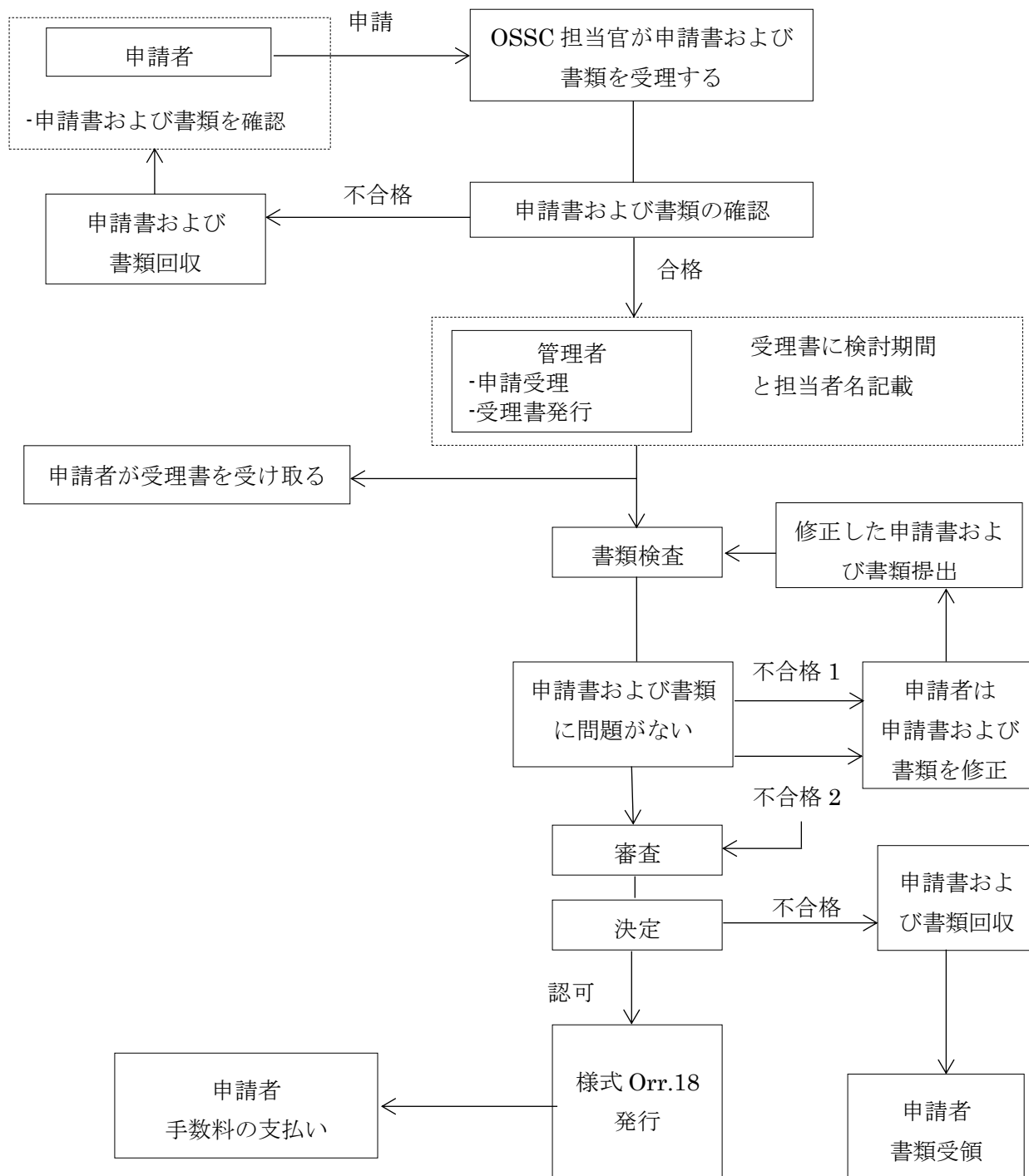
- 4.4. 外国人の場合、就労許可証コピーを提出しなければならない。
- 4.5. 会社証明書コピー（6 カ月以内）
- 4.6. 株主名簿コピー（BorOrJor5）
- 4.7. 委任および実施者任命書（別紙資料 p. 10）
- 4.8. 法人の納税者証コピー（あれば）
- 5. 地図、図面
 - 5.1. 輸入施設設置場所を示す地図
 - 5.2. 輸入施設の家屋住居登録コピー
 - 5.3. 食品保管施設の設置場所を示す地図
 - 5.4. 食品保管施設の家屋住居登録コピー
 - 5.5. 半径 100m 以内の食品保管施設近隣建設物の図面
 - 5.6. 食品保管施設内部図面

2.2 製品の認可申請

食品グループ 1、2、3 に該当する場合、食品の生産・輸入者は FDA に製品を登録しなければならない。

(1) 食品登録方法

登録手順は、以下のとおりである。 *OSSC = One Stop Service Center



(2) 必要書類

食品の分類に応じて、以下の書類が必要となる。

① グループ 1. 特定管理食品

1. 特定管理食品登録書 (Orr. 17。別紙資料 p. 32)
2. 生産の場合、食品生産認可証 (Orr. 2。別紙資料 p. 14) 1 通
(輸入する場合は本国への食品輸入許可証 (Orr. 7。別紙資料 p. 36) 1 通)
3. 食品成分分析結果レポート
4. 生産者から生産方法および成分
5. その他の情報 (例: 幼児用ミルク、サプリメント等)
6. 食品表示のサンプルを提出する
7. 製品サンプル 1 点

② グループ 2. 品質規格管理食品およびグループ 3. 表示管理食品

1. 食品登録書 (SorBor. 5。別紙資料 p. 14)
2. 生産の場合、食品生産認可証 (Orr. 2。別紙資料 p. 14) 1 通
(輸入する場合は本国への食品輸入許可証 (Orr. 7。別紙資料 p. 36) 1 通)

注意: 製品によっては FDA から追加の書類提出を求められる可能性がある。

(3) FDA への食品登録に関連する証明書の準備

食品登録にあたっては、食品の安全性を確認するため、生産施設に関する証明書も必要となる。

1) 国外生産施設証明の関連書類

2) 関連法律

- ・ 保健省告示番号 193/342/349 号
- ・ FDA 告示「輸入向け生産施設証明書」

3) GMP 基準適合の証明書

1. 証明書表示の原則

- ・ FAO/WHO 国際食品規格委員会 (CODEX) により定められた食品衛生一般原則
- ・ HACCP システム
- ・ ISO の品質管理制度

- ・ 類似する同等の原則やシステム
2. 証明書
- ・ 原本であること。コピーの場合は証明書交付機関やタイ国内の生産者国の大使館、政府機関、政府保証の個人によるコピーの保証がなければならない。
 - ・ 外国語版の証明書の場合、生産者国のタイ大使館やタイ国内の生産者国の大使館、政府機関、国際規格、証明書等の書類翻訳事業を行う民間の翻訳証明を取得したタイ語もしくは英語の翻訳を添付する。
3. 証明書交付可能機関
- ・ 生産者国の政府機関
 - ・ 政府機関の保証を受けた組織
 - ・ タイ国内の生産者国の大使館
 - ・ 国際保証機関による保証機関
4. 証明書有効期限
- ・ 効力は証明書交付後 1 年以内とする。
 - ・ 証明書が原則に準拠している旨を示す生産施設保証機関による証拠がある場合や生産施設保証機関が証明書交付年月日のみを記載している場合を除く。
5. 証明書中データ
- GMP システム、HACCP システム、ISO9001、9002、22000 システム、その他同等システム全てに以下項目が求められる。原本でない場合、CER 交付機関もしくはタイ国内の生産者国の大使館、政府機関、政府保証の個人 (Notary Public 等) が保証する。
- ・ 生産施設名称および住所
 - ・ 証明取得システム名称
 - ・ 証明食品の範囲
 - ・ 証明書交付機関：行政もしくは国際証明責務を負う民間や行政が保証する民間
 - ・ 交付年月日、失効年月日、もしくは 1 年以内の期限

(4) 手数料

申請・許可証発行にかかる各種手数料は、省令第5号(1979年)で規定されている。各種手数料は、以下のとおりである。

- (1) 労働者数7人以上20人未満、機械不使用もしくは機械合計2馬力未満の事業を行う工場の食品生産認可証：1通3,000バーツ
- (2) 労働者数20人以上、機械不使用もしくは機械合計2馬力未満の事業を行う工場の食品生産認可証：1通5,000バーツ
- (3) 2馬力もしくは2馬力相当以上10馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証：1通6,000バーツ
- (4) 10馬力もしくは10馬力相当以上20馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証：1通7,000バーツ
(作成者注：原本に20馬力以上25馬力未満の記述なし)
- (5) 25馬力もしくは25馬力相当以上50馬力未満の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証：1通8,000バーツ
- (6) 50馬力もしくは50馬力相当以上の機械を使用する事業を行う工場の食品生産認可証：1通10,000バーツ
- (7) 食品輸入認可証：1通15,000バーツ
- (8) 暫定食品生産施設認可証：1通2,000バーツ
(作成者注：「暫定食品」は販売用でない展示用食品、輸出向け食品など)
- (9) 暫定食品輸入許可証：1通2,000バーツ
- (10) 食品登録証明書(保健省が発行したOr.18)：1通5,000バーツ
省令第8号(1982年)により(10)の内容を廃止し、代替りの内容を適用する。その後、省令第10号(1983年)により再度廃止し、代替りの内容を適用する。
- (11) 認可証代用交付版：1通500バーツ
- (12) 食品登録証明書代用交付版：1通500バーツ
- (13) 認可証更新の場合、各種認可証の手数料と同額とする。

備考：1979年食品法第5条は大臣に認可証、証明書、認可証代用交付版、証明書代用交付版、認可証更新の手数料を法律末尾料率の範囲内で定める省令公布の権限を定めているため、本省令を告示した。

2.3 広告について

食品を広告（テレビ CM、看板等）するためには許可が必要である。許可を取得するためには、下記の書類を準備の上、FDA へ申請する。

1. 広告申請書様式 KorOr. 1（別紙資料 p. 46） 2 通
2. 広告の原案、テレビ広告の場合はストーリーボードと消費者が広告から確認できる食品ラベルコピー 2 通
3. 食品輸入許可証（Orr. 7。別紙資料 p. 36）または生産許可証（Orr. 2。別紙資料 p. 14）のコピー 1 通
4. 食品登録証明書（保健省が発行した Or. 18）両面コピーと食品ラベルコピー 1 通
5. ラベル使用許可証明書様式 SorBor. 3（別紙 p. 42）両面コピー1 通（ある場合、注：グループ 1. 特定管理食品、サプリメント、特別な目的食品、その他、食品に含まれる成分次第で必要な場合がある）
6. 食品登録書様式 SorBor. 5（別紙資料 p. 38）両面コピー1 通 と食品ラベルコピー 1 通（ある場合）
7. 広告内容に関する明細（例：生産手段、分析結果など）
8. 委任状と下記の書類
 - 8.1 商業登記簿・会社証明書コピー 1 通
 - 8.2 委任および実施者の ID カードコピー 1 通
 - 8.3 広告免許所持者・法人の納税登記簿コピー 1 通
 - 8.4 会社・個人居住登記簿コピー 1 通

※法人の場合は会社の書類、個人の場合は個人の書類を提出する

3. 表示に際する概要（法規制、許認可方法など）

3.1 ラベル要求事項

（食品法 1979 年 保健省公示番号 182(1998)/194(2000)/219(2001)/252(2002)/367(2014)）

食品法では、ラベルとは「食品や容器、食品容器パッケージに表示する図、マーク、記号、文章」と定義されている。

前述（1.2）のとおり、食品グループ 1（特定管理食品）、2（品質規格管理食品）、3（表示管理食品）は、基準や定義が存在しない。現在、これらの食品区分については、具体例がウェブサイトで示されているのみであり、タイにおける食品の製造・販売に際しては個別に FDA の判断を仰ぐ必要がある。また、ラベルは使用前に FDA の認可を取得しなければならない。下記 1) から 13) のうち、サプリメントの場合は 1) から 13) まで、食品の場合は 1) から 12) について表示義務がある。

消費者に販売するサプリメントの場合は、ラベルをタイ語で表示しなければならない。その際、外国語が同時表示されることは問題ない。また、次の詳細を示す文章を表示しなければならない。

- 1) 食品名称。食品名称の一部として、もしくは食品名称と併せて「サプリメント」の文言を入れる。
- 2) 食品登録番号
- 3) 生産者もしくは輸入者の名称および住所
 - 3.1) 国内生産食品品目の場合、販売元が生産者や梱包者の名称および住所を表示する。生産者や梱包者の本社の名称および住所を表示することもある。
 - 3.2) 輸入食品の場合、輸入者の名称および住所、生産国を表示する。
- 4) 梱包するサプリメント・食品の量
 - <サプリメントの場合>
 - 4.1) 錠もしくはカプセルのサプリメント：梱包数
 - 4.2) 液体のサプリメント：正味量
 - 4.3) 個体もしくはその他のサプリメント：正味数
 - <食品の場合>
 - 4.1) 固形食品：正味重量
 - 4.2) 液状食品：正味容量
 - 4.3) 固形と液状の食品：正味重量と正味容量どちらでも表示できる。
- 5) サプリメントの着色料、調味料またサプリメントのラベルに表示された効能成分の名称および比率、量。
- 6) 使用している場合は「保存料使用」の文言

- 7) 使用している場合は「天然着色料使用」や「合成着色料使用」の文言
- 8) 使用している場合は「天然香料使用」や「天然調味料使用」の文言
- 9) 「毎日、5 分類⁶の様々な食品を適切な割合で摂ることが望ましい。」という文言を明確に記載する。また「病気の予防や治療には効果はない。」という文言を背景色とは異なる色のゴシック体で記載する。
- 10) 使用上・摂取方法についての説明文
- 11) 保管上の注意（あれば）
- 12) 保管期間 90 日未満のサプリメントの場合は、消費期限年月日もしくは食品の品質や規格の保持期限年月日。保管期間 90 日以上サプリメントの場合は、生産年・月および、消費期限年・月もしくは食品の品質や規格の保持期限年・月。
「生産」、「期限」や「～までの消費が望ましい」の文言を年月日と併せて表示する。文言を容器裏側に表示する場合、ラベルに文言表示位置を記載しなければならない。
- 13) サプリメント消費上の注意および食品消費上の注意
 - 消費者に直接販売するサプリメントのラベルは、タイ語の文言を表示しなければならない。ただし、輸入サプリメントで英語表示の場合は、少なくとも前述の 1)、2)、3)、4)の詳細に示すタイ語の文言を表示しなければならない。
 - 食品のラベルは、容器やパッケージの明確に視認できる部分に貼付、表示しなければならない。ラベルのサイズは、容器やパッケージの面積に比例したものとする。
 - 食品のラベルには、その食品の他の商品を直接的、間接的に混同させる文言や図、マーク、記号、商標を表示してはならない。
 - ラベル中にタイ語等の文言、図、写真、マーク、記号、商標を表示するにあたっては、
 - (1) 信頼をさせるような不適切な虚偽・詐欺の内容、重要な部分に誤解を生むような内容であってはならない。
 - (2) 信頼をさせるような不適切な虚偽・詐欺の食品の名称、成分、成分割合、量、効能を表示してはならない。
 - (3) 成分が配合されていない、もしくは効能を表示できるほど配合されていないにもかかわらず、文言、名称、図、写真、マーク、記号、商標に基づく成分が配合されていると誤解させてはならない。
 - ラベル内の文言は明確に視認でき、容易に判読できなければならない。
 - ラベルの背景色および文字色は、文言が明確に視認できるような反対色でなければならない。また、文字のサイズはラベルの面積に比例させる。
 - 商標を表示するラベルの場合、消費者の食品に対する誤解を防ぐために、「ブランド」や「商標」の文言を記載する。

⁶ 5 分類とは、5 大栄養素である「炭水化物、脂質、蛋白質、ミネラル、ビタミン」を指す。

- 食品の名称は、重要な点で誤解を生んだり、信頼させるような虚偽・詐欺の内容であったりしてはならない。また、タイの倫理に反する内容、タイ語の品位を傷つける内容であってはならない。文字は平行に連続して表示し、明確に判読できるようにする。食品の名称には、次のいずれかを使用する。
 - (1) 食品の特定名称、食品を呼ぶ際に通常用いられる名称
 - (2) 食品の種類・種別を示す名称
 - (3) 商業名称：この名称を使用する場合、商業名称に関する行内に食品の種類・種別を表示する文言を併せて表示しなければならない。また、この文字サイズは商業名称と異なっても構わないが、明確に判読できなければならない。

3.2 栄養強調表示 (Nutrient Claim)

栄養強調表示とは、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、無機質の含有量の表示等、その食品の栄養成分に関する内容や情報を表示することである。栄養強調表示は、栄養素含有量表示、栄養比較表示、栄養機能表示の 3 種類に分類される。以下、3.2.1～3.2.3 として、それぞれ詳細を記述する。

3.2.1 栄養素含有量表示 (Nutrition content claims)

栄養素含有量表示とは、「カルシウムの供給源」、「食物繊維が豊富で低脂肪」等、食品内の栄養成分や熱量の含有水準を表示したものである。

FDA は、その食品または同種の食品が、特別な製造工程もしくは特殊な加工工程をもたない、または調製方法の改善により表示対象の栄養成分量を基準まで低減させる等の過程を経ていない場合、つまり、本来の成分としてもともと基準を満たしている場合は「無」や「低」という表示を許可していない。これは、特定の製造者がこの特性を有する唯一の製造者であるとの誤解を消費者に与える恐れを避けるためである。

例として飲料水を挙げると、飲料水には「カロリーゼロ」や「低脂肪」等を表示してはならない。これは、一般的な全ての生産者の飲料水がこの特性を有するためである。一方、生産者が調整方法を改善、または通常とは異なる原材料を使用することにより表示対象の栄養成分量が基準を満たしている場合、当該食品に「無」や「低」と表示することができる。

<表示条件>

栄養素含有量表示の条件として、①食品参照単位表 (p. 33 参照) で食品参照単位が規定されている食品および同食品と消費形態が類似している食品、②その他の食品、の 2 ケースが規定されている。

◎ケース 1

食品参照単位表にて食品参照単位が規定されている食品および同食品とその消費形態が類似している食品は、同表に基づく食品参照単位を使用でき、表 6 の条件に従い栄養表示を行う。

ただし、食品参照単位が 30g 以下またはテーブルスプーン 2 杯 (30ml) 以下の食品については、表 6 に従い表示を行う際は、食品参照単位当たりまたは容器包装に記載された 1 食分当たりではなく、その食品 50g 当たりで計算する。通常、乾燥食品は消費前に水や液体を加える必要があるが、これにより栄養成分が影響を受けることは極めて少ないことから、前述の 50g の量とは、水または液体を加えた後の食品の量を意味する。ただし、この制限は粉乳等の粉末飲料や類似の製品には適用されない。この場合、当該飲料の食品参照単位は水を加えた後の食品 200ml とする。

表 6 1 食分当たりを基準とした栄養強調表示の条件（ケース 1 に該当する食品の場合）

熱量/ 栄養成分	表示	条件（食品参照単位量当たり および容器包装に記載された 1 食分当たり）*	補足条件
熱量	フリー、無、ノ ン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)	含有熱量が 5kcal 未満	1. 当該食品が本来の成分とし てもともと基準を満たしている 場合、当該表示を使用してはな らない。 2. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
	低、少ない、～ の低供給源、控 えめ等(low, few, low source of, low in)	含有熱量が 40kcal 以下	
総脂質	フリー、無、ノ ン、ゼロ、無脂 肪等(free, without, free of, no, zero)	総脂質含有量が 0.5g 未満	1. 当該食品が本来の成分とし てもともと基準を満たしている 場合、当該表示を使用してはな らない。 2. 脂質を含有している、または 一般的に脂質を含有していると 理解されている原材料について は、原材料名に注記して「脂質 含有量に与える影響は少ない」 と説明を入れる。 3. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
	低、少ない、～ の低供給源、控 えめ等(low, low in, low source of, a little)	総脂質含有量が 3g 以下	

<p>飽和脂肪酸</p>	<p>フリー、無、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)</p>	<p>1. 総飽和脂肪酸含有量が0.5g未満 および 2. トランス脂肪酸含有量が0.5g未満</p>	<p>1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 飽和脂肪酸を含有している、または一般的に飽和脂肪酸を含有していると理解されている原材料については、原材料名に注記して「飽和脂肪酸含有量に与える影響は少ない」と説明を入れる。 3. 飽和脂肪酸量を表示する際は、常に総脂質およびコレステロール含有量を表示しなければならない。また、その際の文字サイズは、表示の文字サイズの半分以上とする。 例外) a. 食品参照単位当たりのコレステロール含有量が2mg未満の場合、コレステロール含有量を表示しなくてよい。 b. 食品参照単位当たりの総脂質含有量が0.5g以下の場合、飽和脂肪酸の表示をする際、総脂質含有量を表示しなくてよい。 4. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。</p>
--------------	--	---	--

	<p>低、少ない、～の低供給源、控えめ等 (low, low in, low source of, little)</p>	<p>1. 総飽和脂肪酸含有量が 1g 以下 および 2. 総熱量に占める飽和脂肪酸の熱量が 15%以下</p>	<p>1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 飽和脂肪酸量を表示する際は、常に総脂質およびコレステロール含有量を表示しなければならない。また、その際の文字サイズは、表示の文字サイズの半分以上とする。 例外) a. 食品参照単位当たりのコレステロール含有量が 2mg 未満の場合、コレステロール含有量を表示しなくてよい。 b. 食品参照単位当たりの総脂質含有量が 3g 以下の場合、飽和脂肪酸の表示をする際、総脂質含有量を表示しなくてよい。 3. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。</p>
<p>コレステロール</p>	<p>フリー、無、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)</p>	<p>1. コレステロール含有量が 2g 未満 かつ 2. 飽和脂肪酸含有量が 2g 以下</p>	<p>1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. コレステロールを含有している、または一般的にコレステロールを含有していると理解されている原材料については、原材料名に注記して「コレステロール含有量に与える影響は少ない」と説明を入れる。 3. 1回の消費量もしくは一食分当たりの総脂質量が 13g 以上の場合、全成分表示と共に総脂質量をラベルに表示しなければならない。 容器包装ラベルの複数箇所に成分表示がある場合は、複数ある中でも一番目立つ成分表示とともに総脂質量を表示しなければならない。また文字のサイズは、一番目立つ成分表示の半分以上でなければならない。 4. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。</p>

	低、少ない、～の低供給源、控えめ等 (low, low in, low source of, little)	<ol style="list-style-type: none"> 1. コレステロール含有量が 20mg 以下 かつ 2. 飽和脂肪酸含有量が 2g 以下 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 1回の消費量もしくは一食分当たりの総脂質量が 13g 以上の場合、全成分表示と共に総脂質量をラベルに表示しなければならない。 <p>容器包装ラベルの複数箇所に成分表示がある場合は、複数ある中でも一番目立つ成分表示とともに総脂質量を表示しなければならない。また文字のサイズは、一番目立つ成分表示の半分以上でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
ナトリウム	フリー、含まない、ノン、ゼロ等 (free, without, free of, no, zero)	ナトリウム含有量が 5mg 未満	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 食品中の食塩（塩化ナトリウム）含有量ではなく、ナトリウム含有量で計算する。 3. 食塩（塩化ナトリウム）を含有している、または一般的にナトリウムを含有していると理解されている原材料については、原材料名に注記して「ナトリウム含有量に与える影響は少ない」と説明を入れる。 4. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
	無塩 (salt free)	「フリー、含まない、ノン、ゼロ等」の条件および補足条件に従わなければならない。	-
	極めて低い、極めて少ない等 (very low, very low in)	ナトリウム含有量が 35mg 未満	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 食品中の食塩（塩化ナトリウム）含有量で計算する。

	低い、少ない等 (low, low in, low source of, little)	ナトリウム含有量が 140 mg 未満	ウム) 含有量ではなく、ナトリウム含有量で計算する。 3. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
	食塩無添加/ 食塩不使用等 (unsalted, no salt, no salt added, without salt added)	1. 製造工程で食塩を加えない、かつ 2. 比較対象食品は、通常製造工程で食塩を使用する類似の食品でなければならない。	当該食品が「ナトリウムを含まない」と表示する食品の基準を満たさない場合、「ナトリウムを含む食品である」と表示が必要。
	薄塩等 (lightly salted)	通常の商品より食塩添加量が 50%以上少ない。	「低塩の商品ではない」と表示が必要。
糖類 (単糖類および二糖類)	フリー、含まない、ノン、ゼロ、シュガーレス等 (free, without, free of, no, zero, sugarless)	糖類含有量が 0.5g 未満	1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 糖類を含有している、または一般的に糖類を含有していると理解されている原材料については、原材料名に注記して「糖類含有量に与える影響は少ない」と説明を入れる。 3. 当該食品が「低エネルギー」「エネルギー低減」または「ライト」の基準を満たしている場合、容器包装にその旨を表示する。 4. 当該食品が「低エネルギー」「エネルギー低減」または「ライト」の基準に該当しない場合、「低エネルギー食品ではない」「エネルギー低減食品ではない」または「体重管理用の食品ではない」等の文言を表示する。 5. 前述 3.2.1 および 3.2.5 (2) の条件に従う。

	無糖、砂糖不使用等 (no added sugar, without added sugar, no sugar added)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造工程または包装工程で糖類または糖類を含有している原材料を加えない、かつ 2. ジャム、ゼリー、濃縮果汁等、糖類を添加し糖類の含有量を増加させる原材料を含まない、かつ 3. 製造工程で糖類を使用しない、使用する場合は既存の糖類と製造工程から発生した糖類を合計した量が「含まない、ゼロ」の基準を満たさなければならない、かつ 4. 比較対象食品は糖類が添加されたもので、当該食品は糖類が添加されていないもの 	当該食品が「低エネルギー」または「エネルギー低減」の基準を満たしていない場合、「低エネルギー食品ではない」「エネルギー低減食品ではない」等の文言を表示する。
	甘味料無添加、甘味料不使用等 (unsweetened, contains no added sweeteners)	ジュース等、本来の成分としてもともと糖類含有量が多い食品に対しては「シュガーフリー」と表示してはならない。	-
たんぱく質、食物繊維、ビタミン、無機質 (ナトリウムを含まない)	高い、豊富な、～の高供給源等 (high, rich in, excellent source of)	タイ RDI (**) に占める当該栄養成分量が 20%以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総脂質量が「低」の基準を満たさない場合、食物繊維含有量は常に容器包装に記載される 1 食分当たりの総脂質量とともに表示しなければならない。その際の文字サイズは、上記表示の半分を下回らないものとする。 2. 前述 3.2.5 (2) の条件に従う。
	～の供給源、～を含む、～を供給する等 (good source, contains, provides)	タイ RDI に占める当該栄養成分量が 10-19%である	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総脂質量が「低」の基準を満たさない場合、食物繊維含有量の表示は常に容器包装に記載される 1 食分当たりの総脂質量とともに表示しなければならない。また、その際の文字サイズは、表示の半分を下回らないものとする。 2. 前述 3.2.5 (2) の条件に従う。

* 表 6 の規定に基づき食品単位が 30g 以下またテーブルスプーン 2 杯 (30ml) 以下の食品について表示する場合、食品単位当たりおよび容器包装に記載された 1 食分当たりではな

く、その食品 50 g 当たりで計算する。通常、乾燥食品は消費前に水や液体を加える必要があるが、これにより栄養成分が影響を受けることは極めて少ないことから、前述の 50 g の量とは、水または液体を加えた後の食品の量を意味する。ただし、この制限は粉乳等の粉末飲料や類似の製品には適用されない。この場合、当該飲料の食品単位は水を加えた後の食品 200ml とする。

** タイ RDI とは、6 歳以上のタイ人が 1 日に摂取すべき栄養成分のことである。（タイ食事摂取基準） p. 63 の表 28 参照

（出所）食品法、保健省告示 182 号の添付資料 4 号

<食品参照単位>

食品 1 単位とは、タイ人が 1 回で食べられる量、生産者が消費者に勧める量、あるいは 1 回の摂取量は消費者の摂取量調査から算出したものを指す。実際の食品単位とこの参照単位は違っても問題ないが、参照単位に近い量にすること。

保健省告示番号 182 号(1998 年)により、食品参照単位表は 7 グループに分類されている。以下に、各グループの食品参照単位量を示す。

1. 乳製品 (Dairy products)
2. パッケージ飲物 (Beverages)
3. 菓子類 (Snack food and desserts)
4. インスタント食品 (Semi processed food)
5. パン類 (Bakery product)
6. シリアル類 (Cereals and grain product)
7. その他の食品 (Miscellaneous)

表 7 乳製品 (Dairy products)

No.	食品	参照単位量
1	牛乳	200 ml
2	乳類 (Condensed, Evaporated, Undiluted)	15 ml
3	練乳 (Sweetened, Condensed)	20 g
4	ヨーグルト	150 g
5	ヨーグルトドリンク	80 g
6	冷凍ヨーグルト	15 ml
7	クリーマー (液体)	3 g
8	クリーマー (粉)	30 g
9	サワークリーム	30 ml
10	脱脂クリーム	30 g

11	クリームチーズ、チーズスプレッド	30 g
12	カッテージチーズ	110 g
13	リコッタチーズ	55 g
14	パルメザンチーズ	5 g
15	その他のチーズ	30 g

表 8 パッケージ飲物 (Beverages)

No.	食品	参照単位量
1	果物ジュース	200ml
2	野菜、雑穀や豆を使用したジュース	200ml
3	飲物炭酸有無および飲料水、ミネラル飲料水	200ml
4	お茶、コーヒー	200ml

表 9 菓子類 (Snack food and desserts)

No.	食品	参照単位量
1	煎餅、ポップコーン、スナック	30 g
2	豆 (味付)	30 g
3	チョコレート、ココア菓子	40 g
4	カスタードプリン	140 g
5	タイのお菓子 (サンカヤー、トーンジップなど)	80 g
6	ゼリー	20 g
7	アイスクリームおよびコーン	80 g
8	果汁アイスクリーム	80 g
9	アイスクリームサンデー	80 g
10	飴、マシュマロ	6 g
11	チューイングガム	3 g
12	シリアルバー	40 g

表 10 インスタント食品 (Semi processed food)

No.	食品	参照単位量
1	インスタント麺 (春雨も含む)	50 g
2	インスタント粥	50 g

表 11 パン類 (Bakery product)

No.	食品	参照単位量
1	パン	50 g

2	ブラウニー	30 g
3	クッキー	30 g
4	ケーキ (チーズもしくは果物 35%以上を含む) カップケーキ、シュークリーム、スポンジケーキ	80 g 55 g
5	コーヒーケーキ類 (ドーナツ、マフィン含む)	55 g
6	ビスケット	30 g
7	アイス用コーン	15 g
8	ホットケーキ	110 g
9	ワッフル	85 g
10	パイ	55 g

表 12 シリアル類 (Cereals and grain product)

No.	食品	参照単位量
1	コーンフレーク (Breakfast cereal)	
	1 カップ当たりの重さが 20 g 未満	15 g
	1 カップ当たりの重さが 20 以上 43 g 未満	30 g
	1 カップ当たりの重さが 43 g 以上	55 g
2	小麦胚芽、ふすま	15 g
3	小麦粉、米粉	30 g
4	コーン粉、キャッサバ粉	10 g
5	パスタ (マカロニ、スパゲティ)	55 g (生)
		140 g (茹で)
		25 g (揚げ)
6	大麦	50 g (生)
		130 g (茹で)

表 13 その他の食品 (Miscellaneous)

No.	食品	参照単位量
1	容器、瓶、缶詰に入れた食品	
	塩や油で漬けた肉、魚、貝 (液体なし)	55 g
	肉、魚、貝の入ったトマトソース	85 g
	揚げた肉、魚、貝	25 g
	肉、魚、貝の入ったソース	85 g
	アンチョビ	15 g
	塩漬野菜 (液体抜き)	130 g
	豆、野菜の入ったソース	130 g
	シロップ漬け果物 (液体含む)	140 g

	液体スープ	200 g
	スープエキス	40 ml
	ココナツミルク	80 ml
2	ベーコン	15 g
3	ソーセージ（蛋白質：他の材料=2：1以下）、 サラミソーセージ	40 g
4	その他のソーセージ	55 g
5	加工乾燥肉	20 g
6	スモーク肉	55 g
7	塩漬け野菜（液体なし）	20 g
8	シロップ漬け果物（液体なし）	30 g
9	乾燥果物	30 g
10	バター、マーガリン、油	1 tb (*)
11	マヨネーズ、ピーナツバター	15 g
12	ドレッシング	30 g
13	ソース、マスタード	1 tb (*)
14	以下の専用ソース	
	スパゲティソース	125 g
	ピザソース	30 g
	タイスキソース	30 g
15	調味料	1 tb (*)
16	ハチミツ、ジャム	1 tb (*)
17	シロップ、メープルシロップ	30 ml
18	砂糖	4 g
19	塩	1 g

*tb = tablespoon =15ml

出所：保健省告示番号 182 号(1998 年)

◎ケース 2

ケース 1 に該当しない食品は、以下の表 14 で規定される条件に従い、食品 100 g または 100ml 当たりで計算の上、栄養表示を行う。

表 14 100 g 当たりまたは 100ml 当たりを基準とした栄養強調表示の条件（ケース 2 に該当する食品の場合）

熱量/ 栄養成分		固形食品 100 g 当たりの場合	液状食品 100ml 当たりの場合
熱量	表示		1. 4 kcal 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
	低い等 (low)	1. 40 kcal 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。	1. 20 kcal 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
総脂質	フリー、無、ノン等 (free, without, free of, no)	1. 0.5g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。	1. 0.5g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
	低い等 (low)	1. 3g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。	1. 1.5g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
飽和脂肪酸	フリー、無、ノン等 (free, without, free of, no)	1. 0.1g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。	1. 0.1g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
	低い等 (low)	1. 1.5g 以下、かつ 2. 熱量全体に占める飽和脂肪酸の含有熱量は 10% 以下、かつ 3. 前述 3.2.1 の条件に従う。	1. 0.75g 以下、かつ 2. 熱量全体に占める飽和脂肪酸の含有熱量は 10% 以下、および 3. 前述 3.2.1 の条件に従う。
コレステロール	フリー、無、ノン等 (free, without, free of, no)	1. 5mg 以下、かつ 2. 含有飽和脂肪酸量は 1.5g 以下、かつ 3. 熱量全体に占める飽和脂肪酸の含有熱量は 10% 以下、かつ 4. 前述 3.2.1 の条件に従う。	1. 5mg 以下、かつ 2. 含有飽和脂肪酸量は 0.75g 以下、かつ 3. 熱量全体に占める飽和脂肪酸の含有熱量は 10% 以下、かつ 4. 前述 3.2.1 の条件に従う。

	低い等(low)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 20mg 以下、かつ 2. 含有飽和脂肪酸量は 1.5 g 以下、かつ 3. 熱量全体に占める飽和脂肪酸の含有熱量は 10%以下、かつ 4. 前述 3.2.1 の条件に従う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 10mg 以下、かつ 2. 含有飽和脂肪酸量は 0.75 g 以下、かつ 3. 熱量全体に占める飽和脂肪酸の含有熱量は 10%以下、かつ 4. 前述 3.2.1 の条件に従う。
糖類	フリー、無、ノン等 (free, without, free of, no)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 0.5g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 0.5g 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
ナトリウム	フリー、無、ノン等 (free, without, free of, no)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 5mg 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 5mg 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
	非常に低い等 (very low)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 40mg 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 20mg 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
	低い等 (low)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 120mg 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 60mg 以下、かつ 2. 前述 3.2.1 の条件に従う。
食物繊維	～の供給源、～を含む、～を供給する等 (good source, contain, provide)	食品 100 g 当たり 3 g 以上または熱量 100 k cal 当たり 1.5 g 以上	熱量 100 k 当たり 1.5 g 以上
	高い、豊かな、～の高供給源等 (high, rich, rich in, excellent source of)	食品 100 g 当たり 6 g 以上または熱量 100 k cal 当たり 3 g 以上	熱量 100 k cal 当たり 3 g 以上
たんぱく質	～の供給源、～を含む、～を供給する等 (good source, contain, provide)	食品 100 g 当たり 5 g 以上または熱量 100 k cal 当たり 2.5 g 以上	食品 100ml または熱量 100 k cal 当たり 2.5 g 以上
	高い、豊かな、～の高供給源等 (high, rich, rich in, excellent source)	食品 100 g 当たり 10 g 以上または熱量 100 k cal 当たり 5 g 以上	食品 100ml または熱量 100 k cal 当たり 5 g 以上

	of)		
ビタミン、無機質（ナトリウムを含まない）	～の供給源、～を含む、～を供給する等 (good source, contain, provide)	食品 100 g 当たりタイ RDI (*) の 15% 以上または熱量 100 k cal 当たりタイ RDI の 5% 以上	食品 100ml 当たりタイ RDI の 7.5% 以上または熱量 100 k cal 当たりタイ RDI の 5% 以上
	高い、豊かな、～の高供給源等 (high, rich, rich in, excellent source of)	食品 100 g 当たりタイ RDI (*) の 30% 以上または熱量 100 k cal 当たりタイ RDI の 10% 以上	食品 100ml 当たりタイ RDI の 15% 以上または熱量 100 k cal 当たりタイ RDI の 10% 以上

* タイ RDI とは、6 歳以上のタイ人が 1 日に摂取すべき栄養成分のことである（タイ食事摂取基準）。P.63 の表 28 参照

出所：食品法、保健省告示 182 号添付資料 4 号

3.2.2 栄養比較表示 (Comparative claim)

栄養比較表示とは、2種類以上の食品中に含まれる栄養成分や熱量の量を比較することである。表示例としては、「～より低い、～より少ない」「～より高い」「削減した」「低カロリー、ライト」「添加した、強化した、豊かにした」等がある。このように量を比較表示する場合、表示食品の比較対象となる食品のことを「比較対象食品」という。比較表示の対象として用いられる比較対象食品は、以下2種類のみが許可されている。

- A. 製造業者自身の通常の調製方法を用いた製品
- B. 国内で一般的に販売されているその食品を代表する同種の製品

ただし、比較する食品は、同種または類似の食品でなければならない（例：調味ソースと調味ソース等）。重要な点として、比較対象食品の栄養成分または熱量が本来の成分として「栄養素含有量表示（前述 3.2.1）」における「低」や「極めて低い」の条件をもと満たしている場合、この比較表示を使用してはならないという点がある。

比較表示は、比較対象食品の種類名を記載し、比較対象食品内に含まれる量と比較して低減または増量した栄養成分またはエネルギーの水準をパーセントまたは割合で表示する。また、容器包装に記載された食品参照単位（表 7～表 13 参照）当たりの栄養分量も表示する。例えば「減塩」については「従来品の調味ソースと比べて塩分量 50%カット。減塩調味ソース含塩量 30ml 当たり 200 g。従来品ソース含塩量 30ml 当たり 400 g」等。

<表示条件>

栄養比較表示の条件として、①食品参照単位表（表 7～表 13 参照）で食品参照単位が規定されている食品および同食品と消費形態が類似している食品、②その他の食品、の 2 ケースが規定されている。

◎ケース 1

食品単位表にて食品参照単位が規定されている食品および同食品とその消費形態が類似している食品は、同表に基づく食品参照単位を使用でき、表 15 の条件に従い栄養表示を行う。

ただし、食品参考単位が 30g 以下またはテーブルスプーン 2 杯（30ml）以下の食品については、表 15 に従い表示を行う際は、食品参照単位当たりまたは容器包装に記載された 1 食分当たりではなく、その食品 50 g 当たりで計算する。通常、乾燥食品は消費前に水や液体を加える必要があるが、これにより栄養成分が影響を受けることは極めて少ないことから、前述の 50 g の量とは、水または液体を加えた後の食品の量を意味する。ただし、この制限は粉乳等の粉末飲料や類似の製品には適用されない。この場合、当該飲料の食品参照単位は水を加えた後の食品 200ml とする。

表 15 1 食分当たりを基準とした栄養比較表示の条件（ケース 1 に該当する食品の場合）

熱量/ 栄養成分	表示	条件（食品参照単位量当たり および容器包装に記載された 1 食分当たり）*	補足条件
熱量	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (Reduced, reduced in, less, fewer, lower, lower in)	比較対象食品より 25%以上熱量を低減	1. 比較対象食品が本来の成分としてもともと「低エネルギー」である場合、この表示を使用してはならない。 2. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
	低カロリー、ライト等 (light, lite)	1. 比較対象食品より 50%以上脂質を低減（当該製品内の総熱量に占める脂肪の熱量が 50%以上）または 2. 比較対象食品より 3 分の 1 以上の熱量を低減（当該製品内の総熱量に占める脂肪の熱量が 50%未満）	1. 比較対象食品が本来の成分としてもともと「低脂質」「低エネルギー」である場合、この表示を使用してはならない。 2. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。 3. 当該表示をする食品の食品参照単位当たりに含まれる熱量が 40kcal 未満、または脂質含有量が 3g 未満の場合場合、低減した熱量を%または割合で表示する必要はない。
総脂質	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品より 25%以上総脂質含有量を低減	1. 比較対象食品が本来の成分としてもともと「低脂質」である場合、当該表示を使用してはならない。 2. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。

飽和脂肪酸	<p>低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced, reduced in, lower, lower in, less)</p>	<p>比較対象食品より 25%以上飽和脂肪酸含有量を低減</p>	<p>1. 比較対象食品が本来の成分としてもともと「低飽和脂肪酸」である場合、当該表示を使用してはならない。 2. 飽和脂肪酸量を表示する際は、常に総脂質およびコレステロール含有量を表示しなければならない。また、その際の文字サイズは、表示の文字サイズの半分以上とする。 例外) a 食品参照単位当たりのコレステロール含有量が 2mg 未満の場合、コレステロール含有量を表示しなくてよい。 b. 食品参照単位当たりの総脂質含有量が 3g 以下の場合、飽和脂肪酸の表示をする際、総脂質含有量を表示しなくてよい。 3. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。</p>
コレステロール	<p>低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等(reduced, reduced in, lower, lower in, less)</p>	<p>1. 比較対象食品よりコレステロール含有量を 25%以上低減 および 2. 飽和脂肪酸含有量が 2g 以下</p>	<p>1. 比較対象食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。 3. 1回の消費量もしくは1食分あたりの総脂質量が 13g 以上の場合、全成分表示と共に総脂質量をラベルに表示しなければならない。 容器包装ラベルの複数箇所に成分表示がある場合は、複数ある中でも一番目立つ成分表示とともに総脂質量を表示しなければならない。また文字のサイズは、一番目立つ成分表示の半分以上でなければならない。</p>

	低減した、～より低い、～より少ない等 (reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品より 25%以上ナトリウム含有量を低減	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該食品が本来の成分としてもともと基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
ナトリウム	低塩、減塩等 (light, lite)	比較対象食品より 50%以上ナトリウム含有量を低減	<ol style="list-style-type: none"> 1. 比較対象食品が本来の成分としてもともと「低塩」の基準を満たしている場合、当該表示を使用してはならない。 2. 当該表示をする食品の食品参照単位あたりに含まれる熱量が 40kcal 超、または脂質含有量が 3g 超の場合、低塩を意味する表示をする場合は、「低カロリー」との混同を避けるため、「ライト」ではなく「低塩」等と表示しなければならない。 3. 前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
糖類 (単糖類および二糖類)	低減した、～より低い、～より少ない等 (reduced, reduced in, lower, lower in, less)	比較対象食品より 25%以上糖類含有量を低減	前述 3.2.2 および 3.2.5 (2) の条件に従う。
たんぱく質、食物繊維、ビタミン、無機質 (ナトリウムを含まない)	増加した、もっと、添加した、強化した、豊かにした等 (increased, more, added, fortified, enriched)	比較対象食品と比較して、当該食品内に含まれる表示栄養成分が比較対象食品に含まれる量より多い場合、その差はタイ RDI(**) の 10%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 比較対象食品を記載しなければならない。 2. 総脂質量が「低」の基準を満たさない場合、食物繊維含有量の表示は常に容器包装に記載される 1 食分当たりの総脂質量とともに表示しなければならない。また、その際の文字サイズは、表示の半分以上とする。 3. 後述 3.2.5 (2) の条件に従う。

*表 15 の規定に基づき食品単位が 30g 以下またはテーブルスプーン 2 杯 (30ml) 以下の食品について表示する場合、食品単位当たりまたは容器包装に記載された 1 食分当たりではなく、当該食品 50 g 当たりで計算する。通常、乾燥食品は消費前に水や液体を加える必要があるが、これにより栄養成分が影響を受けることは極めて少ないことから、前述の 50 g の量とは、水または液体を加えた後の食品の量を意味する。ただし、この制限は粉乳等の粉末飲料や類似の製品には適用されない。この場合、当該飲料の食品単位は水を加えた後の食品 200ml とする。

** タイ RDI とは、6 歳以上のタイ人が 1 日に摂取すべき栄養成分のことである (タイ食事摂取基準)。P. 63 の表 28 参照

◎ケース 2

ケース 1 に該当しない食品は、以下の表 16 で規定される条件に従い、食品 100 g または 100ml 当たりで計算の上、栄養表示を行う。

表 16 100 g 当たりまたは 100ml 当たりを基準とした栄養比較表示の条件 (ケース 2 に該当する食品の場合)

熱量/ 栄養成分	表示	固形食品 100 g 当たりの場合	液状食品 100ml 当たりの場合
熱量	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced in, less, less than, fewer, lower, lower in)	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、含有熱量を 25%以上低減、かつ 2. 低減した含有熱量は 40 kcal 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、含有熱量を 25%以上低減、かつ 2. 低減した含有熱量は 20 kcal 以上
総脂質	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced in, less, less than, fewer, lower, lower in)	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、総脂質含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減した総脂質含有量は 3 g 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、総脂質含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減した総脂質含有量は 1.5 g 以上
飽和脂肪酸	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced in, less, less than, fewer, lower,	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、飽和脂肪酸含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減した飽和脂肪酸含有量は 1.5 g 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、飽和脂肪酸含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減した含有飽和脂肪酸含有量は 0.75 g 以上

	lower in)		
コレステロール	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced in, less, less than, fewer, lower, lower in)	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、コレステロール含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減したコレステロール含有量は 20mg 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、コレステロール含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減したコレステロール含有量は 10mg 以上
糖類	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced in, less, less than, fewer, lower, lower in)	同種または類似の他製品と比較した場合、糖類含有量を 25%以上低減	同種または類似の他製品と比較した場合、糖類含有量を 25%以上低減
ナトリウム	低減した、～より少ない、～より少量、～より低い等 (reduced in, less, less than, fewer, lower, lower in)	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、ナトリウム含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減したナトリウム含有量は 120mg 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、ナトリウム含有量を 25%以上低減、かつ 2. 低減したナトリウム含有量は 60mg 以上
食物繊維	増加した、より多く、添加した、豊かにした、強化した等 (increased, more than, added, enriched, fortified)	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、食物繊維含有量を 25%以上増量、かつ 2. 増量した食物繊維含有量は 3g 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、食物繊維含有量を 25%以上増量、かつ 2. 増量した食物繊維含有量は熱量 100 kcal 当たり 1.5g 以上
たんぱく質	増加した、より多く、添加した、豊かにした、強化した等 (increased, more than, added, enriched, fortified)	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、たんぱく質含有量を 25%以上増量、かつ 2. 増量したたんぱく質含有量は食品 100 g 当たり 5g 以上または熱量 100 kcal 当たり 2.5 g 以上	1. 同種または類似の他製品と比較した場合、たんぱく質含有量を 25%以上増量、かつ 2. 増量したたんぱく質含有量は食品 100ml 当たりまたは熱量 100 kcal 当たり 2.5g 以上
ビタミン、無機質 (ナト	増加した、より多く、添加した、豊かにした、強化した等 (increased,	比較対象食品よりビタミンおよび無機質含有量を 10%以上増量。その増加量はビタミンおよび無機質のタイ RDI(*)の	比較対象食品よりビタミンおよび無機質含有量を 10%以上増量。その増加量はビタミンおよび無機質のタイ RDI(*)の

リウム を含ま ない)	more than, added, enriched, fortified)	10%以上とする。	10%以上とする。
-------------------	--	-----------	-----------

* タイ RDI とは、6 歳以上のタイ人が 1 日に摂取すべき栄養成分のことである（タイ食事摂取基準）

3.2.3 栄養機能に関する表示

食品法 1979 年 保健省告示番号 293 号(2005 年)によると、栄養成分やその他成分とは、次の事項を指す。

1. ビタミン、アミノ酸、脂肪酸、ミネラル、植物や動物由来の成分
2. 濃縮成分、代謝産物、第 1 項の成分とその抽出物
3. 第 1 項および第 2 項の成分の合成物
4. 第 1 項、第 2 項、第 3 項の成分の一つや複数の配合物
5. FDA の規定に基づくその他成分・物質

これら栄養成分の機能や働きに関する表示を行う場合、その内容は以下に従う必要がある。食品に、これら栄養成分を 1 日当たりの栄養摂取推奨量（表 28 参照）を基準に、下限 15%、上限 100%を含有していれば、特段の申請なしで表示することが可能である。また、以下に該当成分がない場合は、新規登録申請を行うことができる（後述 3.4 参照）。

表 17 表示可能な栄養成分および機能

No.	栄養成分名	表示可能な機能
1	たんぱく質	<ul style="list-style-type: none"> ・成長に必要となり、疲弊した肉体の修復を助ける。 ・体内の各種たんぱく質の生成に必要なアミノ酸を与える。
2	食物繊維	<ul style="list-style-type: none"> ・腸内の内容物を増やし、排泄を助ける。
3	ビタミン A	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の成長を助ける。 ・視力の補助 ・身体の粘膜生成を助ける。 ※ベータカロチン (Beta-Carotene) の場合は「ビタミン A の元となる。」しか表記できない。
4	ビタミン B1	<ul style="list-style-type: none"> ・糖質からのカロリー消費を助ける。 ・神経や筋肉の働きを助ける。
5	ビタミン B2	<ul style="list-style-type: none"> ・ビタミン B2 は糖質、たんぱく質、脂肪からのカロリー消費を助ける。
6	ナイアシン	<ul style="list-style-type: none"> ・消化器粘膜および皮膚を健康に保つ。 ・糖質、たんぱく質、脂肪からのカロリー消費を助ける。

7	ビタミン B6	<ul style="list-style-type: none"> ・赤血球の生成を助ける。 ・神経の働きに必要な成分の生成を助ける。
8	葉酸	<ul style="list-style-type: none"> ・赤血球生成に重要な役割を果たす。
9	ビオチン	<ul style="list-style-type: none"> ・脂肪および糖質の活用（代謝「Metabolism」）に関する重要成分である。 ・脂肪および糖質の活用に関する重要成分である。 ・脂肪および糖質のメタボリズムに関する重要成分である。
10	パントテン酸	<ul style="list-style-type: none"> ・脂肪および糖質の活用（代謝「Metabolism」）を助ける。 ・脂肪および糖質の活用を助ける。 ・脂肪および糖質のメタボリズムを助ける。
11	ビタミン B12	<ul style="list-style-type: none"> ・赤血球の生成に必要な成分の生成を助ける。 ・神経および脳の働きを助ける。
12	ビタミン C	<ul style="list-style-type: none"> ・血管を強くする。 ・抗酸化作用を助ける。 ・コラーゲンや軟骨の生成を助ける。
13	ビタミン D	<ul style="list-style-type: none"> ・カルシウムやリンの吸収を助ける。
14	ビタミン E	<ul style="list-style-type: none"> ・抗酸化作用を助ける。
15	ビタミン K	<ul style="list-style-type: none"> ・血液の強化を助ける。 ・カルシウムを分解し、骨を丈夫にする。
16	カルシウム	<ul style="list-style-type: none"> ・骨や歯の重要成分である。 ・血液の強化を助ける。 ・丈夫な骨や歯の生成を助ける。
17	リン	<ul style="list-style-type: none"> ・骨や歯の重要成分である。 ・丈夫な骨や歯の生成を助ける。
18	鉄	<ul style="list-style-type: none"> ・赤血球中のヘモグロビンの重要成分である。
19	ヨウ素	<ul style="list-style-type: none"> ・身体および脳の成長、発達を管理するホルモンの重要成分である。
20	マグネシウム	<ul style="list-style-type: none"> ・骨や歯の重要成分である。 ・神経および筋肉の働きを助ける。
21	亜鉛	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の成長を助ける。
22	銅	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘモグロビンの生成を助ける。
23	カリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・ナトリウムと併せて働き、身体の酸性、アルカリ性、電解質のバランスを保つ。 ※「多量のカリウムを摂取した場合、心停止を引き起こす可能性がある」と記載しなければならない。
24	マンガン	<ul style="list-style-type: none"> ・身体中の複数の酵素と併せて働く。

25	セレン	・抗酸化作用を助ける。
26	フッ素	・骨や歯を丈夫にする。
27	モリブデン	・身体中の一部酵素の働きを助ける。
28	クロム	・インシュリンと併せて働き、細胞中へグルコースを取り込む。
29	塩化物	・他の成分と併せて働き、身体の酸性、アルカリ性のバランスを保つ。

出所：FDA 告示 27/6/2008 付

3.2.4 健康、またはそれに類似する内容の表示

「健康のため（ヘルシー、健康によい）」などの健康またはそれに類似する内容を商品に表示する場合、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 当該食品は、その性質により表 6、表 14、表 15、表 16 の基準に従い、「低脂肪」や「低飽和脂肪酸」の表示条件に該当するものでなければならない。
および、
- ② 当該食品は、前述 3.2.1 のケース 1、2、または 3.2.2 のケース 1、2 の該当する条件により、食品単位当たりおよび容器包装に記載されている 1 食分当たり、または食品 100 g（100ml）当たり以下に以下の条件を全て満たしていなければならない。
 - ナトリウム 360mg 以下
 - コレステロール 60mg 以下
 - ビタミン A タイ RDI の 10%以上
 - ビタミン B1 タイ RDI の 10%以上
 - ビタミン B2 タイ RDI の 10%以上
 - たんぱく質 タイ RDI の 10%以上
 - カルシウム タイ RDI の 10%以上
 - 鉄 タイ RDI の 10%以上
 - 食物繊維 タイ RDI の 10%以上

※生鮮の野菜・果物については、ビタミン A、ビタミン B1、ビタミン B2、たんぱく質、カルシウム、鉄、食物繊維の量についての規定は適用されない。

3.2.5 その他条件

(1) 容器包装の栄養成分表示部分以外で、栄養表示目的ではなく、消費者にその量を通知することを目的として特別に栄養成分の種類や量について表示する場合、または栄養成分の種類や量が食品名の一部に含まれている場合で、当該食品が表示条件を満たしていない場合は、例えば、「30ml 当たりのナトリウム含有量 200mg 本製品は低塩食品には該当しない」等、栄養分量と共に、栄養表示を意図するものではない旨を記載しなければならない。

(2) 前述の表 6、表 15 に基づいた栄養強調表示もしくは栄養比較が行われる食品のうち、以下①もしくは②に示す総脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、ナトリウムの含有量が基準を超えている場合は、その量を容器包装内で一番大きく目立つ効果・機能表示とともに表示しなければならない。また、その際の文字サイズは上記表示の半分以上とする点に注意されたい。(例) “低塩” “200ml 当たりの総脂質含有量 14g”

- ① 前述のケース 1 に該当する食品が、食品単位当たりおよび容器包装に記載されている 1 食分当たり（または食品単位量が 30 g 以下またはテーブルスプーン 2 杯（30ml）以下の食品の場合はその食品 50 g 当たり）に、以下のいずれかを含有する場合。

総脂質	13 g 超
飽和脂肪酸	4g 超
コレステロール	60mg 超
ナトリウム	360mg 超

- ② 前述のケース 2 に該当する食品が、当該食品 100 g または 100ml 当たりに以下のいずれかを含有する場合。

総脂質	13g 超
飽和脂肪酸	4g 超
コレステロール	60mg 超
ナトリウム	360mg 超

3.3 表示内容の許可申請

栄養成分表示は任意であるため、FDA は許可申請の義務も課していないが、表示もしくは許可申請を希望する事業者は下記の法律に従う必要がある。

- タイ保健省関連告示
- タイ保健省告示第 194 号（2000 年）ラベルについて
- タイ保健省告示第 252 号（2002 年）ラベルについて（第 2 版）
- タイ保健省告示第 343 号（2012 年）ラベルについて（第 3 版）
- タイ保健省告示第 182 号（1998 年）栄養ラベルについて
- タイ保健省告示第 219 号（2001 年）栄養ラベルについて（第 2 版）

申請に際して必要な書類は、以下 9 点がある。行政手数料はかからず、書類提出後 60～90 営業日程度で許可が出る（書類訂正期間は含まない）。規定どおりに表示を行い、分析結果等の添付資料が規定を満たしていれば、申請は容易に許可される。

ただし、規定で定められた以外の表示がある場合、許可申請の難易度は上がり、係官が要求する資料を準備しなければならない。許可の判断は、係官の裁量でなされる。

1. 商品ラベル 4 通
2. 食品効果分析（作成者注：食品に対する研究分析結果）
3. 栄養成分表の分析（作成者注：各栄養の研究分析結果）
4. 生産・輸入許可証明書のコピー
5. 一般委任状（作成者注：商品の所有者から書類提出者への委任）
6. 会社のサイン権者の ID カード・家屋登録証（タビアンバーン）のコピー
7. 会社証明書のコピー（発行 6 カ月以内）
8. 会社の家屋登録証（タビアンバーン）のコピー
9. その他担当者が求める書類

3.4 新規栄養成分の登録方法

既存の規定で定めがない栄養成分について表示を希望する場合は、新規登録が必要となる。新規登録するには、まずは 6 歳以上のタイ人が 1 日に摂取すべき栄養成分（タイ食事摂取基準：RDI）で規定されている栄養成分名を調べる。また、栄養成分表の規定以上の栄養成分を含有する場合、信用に値する資料（分析結果等）を参考として添付する必要がある（出所：食品法告示 182 号添付資料 3⁷）。

⁷ <http://www.fda.moph.go.th/edl/joke/11.doc>

必要書類には、①分析結果等、②科学的な根拠を示す証拠、③対象栄養成分に関する理科学的な書類、④対象栄養成分の実験結果書類（信用できる研修所から発行した書類。例えば 国家機関など）があり、その他、必要に応じて書類提出を求められるケースもある。これは、担当者による部分が大きいもようである。

手数料は、相談手数料 15,000 バーツ、登録費用 35,000 バーツ（認可した場合）がかかる。許可までの期間は、書類提出後審査期間 60～90 営業日（書類訂正期間は含まず）、相談手順 20～30 勤務日、登録手順 6 カ月以上

許可申請する栄養成分の分析結果が FDA の条件（成分およびその含有量など）を満たしている場合、申請は容易に許可される。

しかし、基準を満たしていない、または分析結果が規定に沿っていない場合は、許可申請の難易度は上がり、許可が下りる可能性は低くなる。

3.5 商品名やロゴとの関係

実際には栄養成分を含有していないにも関わらず、「カルシウムたっぷりのビスケット」といった商品名やロゴを表示し、その名称を使用した場合、タイ国食品法（1979 年）に違反する。商品名やロゴをつける際は、以下の規定に従う必要がある。

1. 栄養成分の名称はタイ RDI リスト（表 28 参照）に記載されているものでなければならない。
2. 「～の供給源」や「～を含む」等、栄養分量の水準が高くなければならない（タイ RDI の 10%以上）
3. 栄養成分表の箇所に表示すべきで、商品名として表示すべきではない。
4. 分析結果等、科学的な根拠を示す証拠がなければならない。

3.6 健康に関する表示 (Health claim)

保健省告示「健康面の表記」については、草案を作成中である。そのため、タイでは現在、国際食品規格委員会（CODEX）が定める「健康面の表記原則⁸」を採用している。

商品に効果・効能を表示するためには、FDA に効果を証明して許可を得る必要があるが、この証明は非常に困難であり、実質認可取得は不可能とされる。

⁸ 厚生労働省「栄養および健康強調表示の使用に関するガイドライン」（国際食品規格委員会（CODEX）発行物の翻訳）http://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/codex/06/dl/cac_gl23.pdf

4. 市場動向

4.1 タイの健康食品市場

タイでは古来、「タイ方医薬（サムンプライ）」を使い、治療や諸症状の軽減が行われていた歴史がある。サムンプライに使われてきたものは、ハーブ類、植物（木、花、葉、根、種子など）、動物の骨・牙、鉱物（鉄、石、塩など）などであり、サムンプライとタイ式マッサージを組み合わせる病気治療や回復を図るのがタイ伝統の方法である。

図 3 にみられるように、近年タイの所得水準は上昇しており、少子高齢化の傾向から健康に対する意識が高まっている。またタイでは、「衣・食・住・薬」というように、元来、国民性として薬やサプリメント、健康補助食品に対する関心が高い傾向にある。

タイの健康食品市場は 1,432 億バーツ（2013 年予測値、Euromonitor International）であり（表 18）、主な内訳は、食品（Packaged Food）が 55.35%、飲料が 44.65%である（表 19）。主な販路はコンビニエンスストア（26%）、スーパーマーケット（25%）、量販店（17%）、土産物屋（15%）、売店（8%）、ガソリンスタンド（7%）、健康食品店（1%）、インターネット（1%）の順である（表 20）。

Euromonitor International によると、2015 年のタイの健康食品市場の成長率は約 14%と見込まれている。その理由として、健康への関心の高まりや、「食べるために生きる」のではなく、「生きるために食品を選んで食べる」という考え方への変化が挙げられる。また、販売チャンネルの多様化により製品を購入しやすくなったこと、生産技術の向上により、顧客の要望に応じた製品が生産できるようになったこと、なども関係している。現在タイには、多数の健康食品やサプリメントが流通しており、それらは主に輸入品である。

タイでは、薬品、食品（食品は一部除外の場合がある、p.13 参照）、補助食品、動物用製品、医薬・麻薬・毒物含有物を販売する場合、FDA に登録の上、認可を得る必要がある。商品に効果・効能を表示する場合、FDA に効果を証明して認可を得る必要があるが、この証明は非常に困難であり、実質認可取得は不可能とされる。従って、店頭で確認される健康食品、サプリメント類は、販売員が効果を口頭で伝えて推奨販売しているのが現状である。商品の品質や安全性に注視する消費者は多く、FDA 認可のオーヨー・マークは、購入の目安となっている。その一方で、実際のところ、FDA による認可のない違反原料を使用した食品や、効果・効能表示違反をしている食品が市場に出回っており、これらに端を発したトラブルの事例が散見されることから、タイ政府による安全性管理は厳しくなっている。この点において、日本製品は当初から品質が良く安全、機能性が高いというイメージがあるため、消費者からの信頼度は高くなっている。

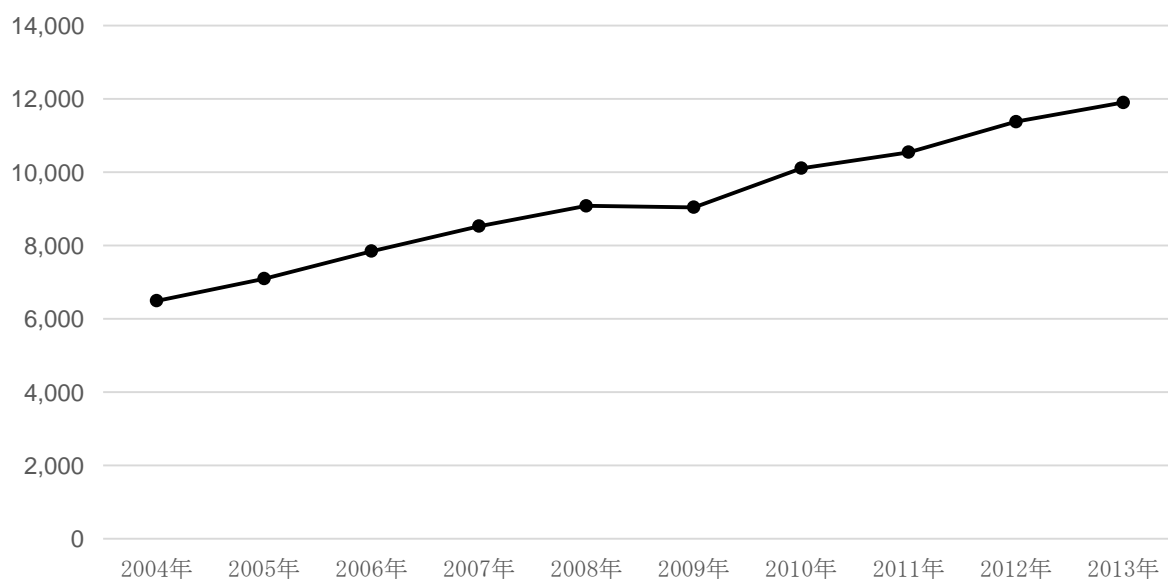
また、前述のとおり、タイでは少子高齢化の傾向が強くなっており、タイの 15～54 歳の人口は 2017 年にピークを迎え、その後は減少傾向をたどると予測されている。図 3 のとおり、タイの長期的な人口計画では、2013 年の 15～54 歳の人口比率が 60.7%であるのに対し、2020 年では 56.1%、2030 年では 51.4%となっており、若年層・壮年層の割合は減少していく見込みである。その一方で、55 歳以上の高齢層は 2013 年 20.2%、2020 年 27.5%、

2030年33.1%と上昇傾向にある。これから少子高齢化により、健康に気を遣う層は、より厚みを増していくと考えられる。

2012年におけるタイの疾病上位10位（表22 タイの疾病上位10位（2012年））をみると、「白内障ほか水晶体の疾病」が約8,000人でトップであり、以下、「唇、口腔、咽頭の悪性腫瘍」、「子宮頸悪性腫瘍」、「その他虚血性心疾患」などが続く。

図2 名目GDPの推移

（単位：10億バーツ）



2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
6,489	7,093	7,845	8,525	9,080	9,042	10,105	10,540	11,375	11,899

出所：“Expenditure on Gross Domestic Product at Current Market Prices (Original)”
NESDB (The National Economic and Social Development Board)

表18 健康食品市場規模と内訳

（単位：百万バーツ）

	合計	機能性食品・サプリメント	天然食品	専門食品**	アレルギー用食品	有機食品
2010年	119,311	71,504	37,331	9,725	490	261
2011年	126,965	75,474	40,285	10,411	512	283
2012年	134,855	79,846	43,205	11,140	356	308
2013年*	143,289	84,263	46,236	11,891	563	336

* 予測値 ** 医学目的の食品など

出所：Euromonitor International 2013

表 19 健康食品の内訳 (2013 年)

食品 (Packaged Food)	55.35%
飲料	44.65%

出所: Euromonitor International 2013

表 20 健康食品の購入場所 (2013 年)

コンビニエンスストア	26%
スーパーマーケット	25%
量販店	17%
土産物屋	15%
売店	8%
ガソリンスタンド	7%
健康食品店	1%
インターネット	1%
計	100%

出所: Euromonitor International 2013

表 21 健康食品の宣伝広告 (2013 年)

テレビ	35%
看板など	21%
インターネット	18%
雑誌	11%
新聞	10%
ラジオ	3%
その他	2%
計	100%

出所: The National Food Institute (NFI) タイ食品研究所 2014 年 1 月発表

図 3 タイの人口

2013 年 (単位: 千人)

年齢	男性	女性	合計	比率
0-14	6,621	6,313	12,934	19.2%
15-24	5,181	4,975	10,157	15.1%
25-54	15,192	15,570	30,762	45.6%
55-64	3,345	3,662	7,007	10.4%
65+	2,971	3,617	6,588	9.8%
合計	33,312	34,137	67,448	100.0%

2020 年見込み (単位：千人)

年齢	男性	女性	合計	比率
0-14	5,600	5,326	10,926	16.5%
15-24	4,390	4,300	8,690	13.2%
25-54	13,900	14,418	28,318	42.9%
55-64	4,110	5,601	9,711	14.7%
65+	3,805	4,633	8,438	12.8%
合計	31,805	34,278	66,083	100.0%

2030 年見込み (単位：千人)

年齢	男性	女性	合計	比率
0-14	5,100	5,190	10,290	15.4%
15-24	3,870	3,940	7,810	11.7%
25-54	12,975	13,485	26,460	39.7%
55-64	4,555	5,160	9,715	14.6%
65+	5,670	6,680	12,350	18.5%
合計	32,170	34,455	66,625	100.0%

出所：Institute for Population and Social Research, Mahidol University

表 22 を見ると、1 位「白内障ほか水晶体の疾病」は、45 歳以上が 94.3%を占め、男性より女性の患者数が多い。また、10 位「大腸の悪性腫瘍」以外は、患者数において男女の差が大きいことが分かる。

表 22 タイの疾病上位 10 位 (2012 年)

疾病	年齢									平均入院日数
	性別	患者数	4 歳以下	5-14 歳	15-24 歳	25-44 歳	45-59 歳	60-69 歳	70 歳以上	
白内障ほか水晶体の疾病	男性	3,800	16	36	32	195	913	1,148	1,460	1.9
	女性	4,253	8	31	4	137	823	1,454	1,796	1.4
	計	8,053	24	67	36	332	1,736	2,602	3,256	1.6
唇、口腔、咽頭の悪性腫瘍	男性	3,737	10	16	68	608	1,880	841	314	11.1
	女性	1,299	0	0	45	257	483	260	254	11.7
	計	5,036	10	16	113	865	2,363	1,101	568	11.2
子宮頸悪性腫瘍	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	女性	4,778	0	0	20	1,179	2,420	842	317	6.7
	計	4,778	0	0	20	1,179	2,420	842	317	6.7
その他虚血性心疾患	男性	2,756	2	2	1	169	1,003	903	675	6.1
	女性	1,400	1	1	1	37	351	441	568	6.3
	計	4,156	3	3	2	206	1,354	1,344	1,243	6.2

その他定義されていない不明確な従因悪性腫瘍	男性	1,682	49	48	42	206	570	501	266	9.5
	女性	2,453	37	27	63	542	1,100	448	235	7.9
	計	4,135	86	75	105	748	1,670	949	501	8.5
乳房の悪性腫瘍	男性	32	0	0	0	8	15	6	3	9.6
	女性	3,934	0	1	7	906	2,059	688	273	7.0
	計	3,966	0	1	7	914	2,074	694	276	7.0
その他向精神物質による精神および行動障害	男性	3,250	0	56	1,489	1,615	80	8	1	34.5
	女性	712	0	13	299	388	12	0	0	62.2
	計	3,962	0	69	1,788	2,003	92	8	1	39.4
気管、気管支、肺の悪性腫瘍	男性	2,296	0	0	9	214	830	672	571	7.0
	女性	1,220	0	0	1	138	516	351	214	6.8
	計	3,516	0	0	10	352	1,346	1,023	785	6.9
肺炎	男性	2,629	1,178	133	51	190	275	219	583	12.2
	女性	1,882	838	122	32	116	163	144	467	12.7
	計	4,511	2,016	255	83	306	438	363	1,050	12.4
大腸の悪性腫瘍	男性	1,523	0	1	4	136	542	569	271	5.4
	女性	1,561	0	0	7	243	717	385	209	4.9
	計	3,084	0	1	11	379	1,259	954	480	5.2

出所：Department of Medical Services, Ministry of Public Health

次に、表 23 を見ると、女性の肥満率は男性の倍以上であることが分かる。男性の喫煙率は女性に比べて圧倒的に多い 46%であり、喫煙が、前表「気管、気管支、肺の悪性腫瘍」の男性患者数の多さに起因していると考えられる。

表 23 生活習慣病のリスク因子の割合

リスク因子	調査年	男性	女性
高血糖値 (25 歳以上)	2008 年	7.3%	7.1%
高血圧 (25 歳以上)	2008 年	24.6%	20.2%
肥満 (20 歳以上)	2008 年	4.9%	11.8%
喫煙 (15 歳以上)	2011 年	46.0%	3.0%

出所：“Thailand Health Profile” World Health Organization

表 24 の 1 週間における食品摂取頻度では、「ビタミン・ミネラルなどのサプリメント」「スナック菓子」「ファストフード」「加工食品」について半数以上が「食べない」としており、過半数が「野菜・果物」を毎日摂取していることが分かる。屋台や外食などで、手軽に野菜や果物を摂取できる環境があることを背景に、人工的な食品が敬遠される結果となっていると考えられる。

表 24 1 週間における食品摂取頻度 (2013 年)

(単位：%)

食品	食べない	1～2 回	3～4 回	5～6 回	毎日	計
肉類	4.2	25.0	23.0	15.8	32.0	100.0
野菜・果物	1.1	10.0	16.8	17.6	54.5	100.0
ビタミン・ミネラルなどのサプリメント	80.9	10.7	2.9	1.2	4.3	100.0
高脂肪食	12.4	48.1	21.8	9.0	8.7	100.0
スナック菓子	50.7	28.2	10.0	4.2	6.9	100.0
ファストフード	70.8	23.5	3.8	1.3	0.6	100.0
清涼飲料水	41.7	35.2	12.1	4.5	6.5	100.0
甘味飲料	36.4	21.3	11.0	5.7	25.6	100.0
加工食品	52.2	38.6	6.8	1.8	0.6	100.0

出所：“The 2013 Survey on Food Consumption Behavior” National Statistical Office Thailand (2013 年 4 月 2 万 6,520 世帯 6 歳以上に調査実施)

タイ人が食品を購入する際に考慮する点については、「味」「清潔さ」の割合が大きい傾向にある。若い世代ほど「好み」を重視し、「栄養」を軽視する。昨今の健康意識の高まりで、高い年代を中心に「栄養」を考慮するが、全世代で 1 位を占めるのはやはり「味」である。味にうるさいタイ人は多く、味が評判の小さな食堂や屋台には列ができる。若い世代ばかりでなく、全体の 3 割以上が「好み」や「欲求」を考慮して食品を購入していることから、「好きなものを好きなように食べたい」という食事の楽しみ方が伺える。

表 25 食品を購入する際に考慮すること (2013 年)

(単位：%)

	全体	6～14 歳	15～24 歳	25～59 歳	60 歳以上
味	24.5	23.8	23.7	25.3	22.8
栄養	12.8	9.9	10.0	13.0	17.2
価格	4.4	3.4	4.8	4.4	4.7
衛生面	19.4	16.6	18.5	20.5	18.8
簡便さ	6.1	4.8	6.7	6.6	4.8
嗜好	17.7	23.7	19.8	16.3	15.8
欲求	14.9	17.6	16.4	13.8	15.5
その他	0.2	0.2	0.1	0.1	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：“The 2013 Survey on Food Consumption Behavior” National Statistical Office Thailand (2013年4月2万6,520世帯6歳以上に調査実施)

都市部の月収は他地域の約2倍である。支出全体に占める飲食料品の割合は、他地域の32.9～37.8%に比べると23.1%と低い。一方、都市部の薬類の支出は、他地域の2倍以上であり、これは月収の多さと健康意識の高さに拠るものと考えられる。

表 26 地域別家計月収とひと月当たりの食品、健康に関する支出 (2011年)

(単位：バーツ)

	全国	都市部	中部	北部	東北部	南部
月収	23,236	41,631	20,822	17,350	18,217	27,326
支出全体	17,403	27,566	16,954	13,668	14,375	19,686
うち飲食料品	5,660	6,376	5,619	4,901	5,428	6,474
うち薬類	74	157	79	57	43	77

出所：“Household Socio Economic 2011” National Statistical Office Thailand

次に、美容飲料についてのアンケートを確認したい。主に女性が、手軽に入手できるコンビニエンスストアで美肌に効能のあるビタミンC、Eやコラーゲンを含有する美容飲料を購入する、という姿が見て取れる結果になっている。

表 27 美容飲料についてのアンケート (n数=148)

・回答者

男性	26%
女性	74%

・購入場所 (複数回答)

コンビニエンスストア (7-11, Family mart)	90%
スーパーマーケット	50%
薬局	9%
美容センター	6%
直売者	4%
ジム	1%
病院	1%

・求める成分 (複数回答)

ビタミンC	66%
-------	-----

コラーゲン	66%
ビタミンE	53%
グルタチオン	43%
オメガ	39%
ビタミンB	36%
ブドウ種子美容	33%
クロロフィル	33%
コエンザイム Q10	29%
アミノ酸	25%
L-カルニチン	25%
ルテイン	12%
プロバイオティクス	11%

出所：The National Food Institute (NFI) タイ食品研究所 2013年5月発表

表 28 1日当たりの栄養摂取推奨量（6歳以上）（RDI）

栄養素		推奨量
脂質	脂質	65 g
	飽和脂肪酸	20 g
	コレステロール	300 mg
たんぱく質		50 g
炭水化物	炭水化物	300 g
	食物繊維	25 g
脂溶性ビタミン	ビタミンA	800 µg RE *1
	ビタミンD	5 µg
	ビタミンE	10 mg α-TE *3
	ビタミンK	80 µg
水溶性ビタミン	ビタミンB1（チアミン）	1.5 mg
	ビタミンB2（リボフラビン）	1.7 mg
	ナイアシン	20 mg NE *2
	ビタミンB6	2 mg
	ビタミンB12	2 µg
	葉酸	200 µg
水溶性ビタミン	パントテン酸	6 mg
	ビオチン	150 µg
	ビタミンC	60 mg
ミネラル	ナトリウム	2400 mg
	カリウム	3500 mg

	カルシウム	800 mg
	マグネシウム	350 mg
	リン	800 mg
	鉄	15 mg
	亜鉛	15 mg
	銅	2 mg
	マンガン	3.5 mg
	ヨウ素	150 µg
	セレン	70 µg
	クロム	130 µg
	モリブデン	160 µg
	フッ素	2 mg
	塩化物	3400 mg

*1 RE : Retinol equivalent 1µg retinol=6 µg β-carotene = 3.33 IU

*2 NE : Niacin equivalent 1 NE=1 mg. niacin=60 mg. tryptophan

*3 α-TE : Tocopherol equivalent 1 α-TE=1 mg. D-α-tocopherol = 1.5 IU

出所 : “Attach to the Notification of the Ministry of Public Health No.182 B.E. 2541 (1998), Thai RDI (Recommended Daily Intakes)” Ministry of Public Health

4.2 企業リスト

(1) 健康食品の製造企業

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Abico Dairy Farm Co., Ltd.	401/1 M. 8, Phaholyothin Rd., Khukhot, Lamlukka, Pathumthani 12130	Tel: 0-2992-5858 Fax: 0-2992-5782	1997年11月12日	240,000	飲料品 (チョコレート飲料、低温殺菌牛乳、フルーツジュース等)
2	CPF (Thailand) Public Co., Ltd.	313 C.P. Tower Bldg., Silom Rd., Silom, Bangrak, Bangkok 10500	Tel: 0-2625-8000 Fax: 0-2625-2139	2012年2月1日	7,008,250	一般食品 (肉製品、冷凍食品、ケーキ、パン等)
3	Delicup Co., Ltd.	88/8 M. 5, Katamphattana Rd., Bangkhurat, Bangbuathong, Nonthaburi 11110	Tel: 0-2956-0816-9 Fax: 0-2956-0816 ~9 # 107	1992年5月27日	41,000	一般食品 (グミ、ゼリー、スナック製品等)

(2) 健康食品の製造、販売代理店

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Dutch Mill Co., Ltd.	137/6 M. 1, Phutthamonthon Sai 8 Rd., Khunkaeo, Nakhonchaisi, Nakhonpathom 73120	Tel: 0-3433-9020-4 Fax: 0-3433-9007	1984年1月27日	400,000	飲料品 (ヨーグルト、ヨーグルト飲料、低温殺菌牛乳、豆乳、麦芽飲料等)
2	Friesland Campina (Thailand) Public Co., Ltd.	388 S P Tower Bldg., 5-6 Fl., Phahonyothin Rd., Samsennai, Phayathai, Bangkok	Tel: 0-2620-1900 Fax: 0-2620-1988	1994年5月20日	220,000	飲料品 (ヨーグルト、ヨーグルト飲料低温殺菌牛乳、加糖練乳等)

		10400				
3	Korn Thai Co., Ltd.	64 M. 3, Samruan, Muang, Ratchaburi 70000	Tel: 0-3237- 8268-9 Fax: 0- 3237-8270	1982年6月25 日	250,000	一般食品 (コーヒークリ ーマー、砂糖、インスタ ント飲料、ココナツク リームパウダー・ミルク 等)
4	Nestle (Thai) Ltd.	999/9 Rama I Rd., Pathumwan, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 0-2657-8000 Fax: 0-2657-8330	1993年12月28 日	880,000	一般食品 (コーヒー、紅 茶、チョコレート飲料、 ボトル入り飲料水、アイ スクリーム、シリアル 等)
5	Sahachol Food Supplies Co., Ltd.	600/1 M. 11, Sukhaphiban 8 Rd., Nongkham, Siracha, Chonburi 20110	Tel: 0-3848- 0011-3 Fax: 0- 3848-0682	1979年6月5日	200,000	加工食品
6	Taokaenoi Food & Marketing Public Co., Ltd.	12/1 M. 4, Namai, Latlumkaeo, Pathumthani 12140	Tel: 0-2108- 6888, 0-2108- 6999 Fax: 0- 2924-6710	2013年5月10 日	300,000	菓子類 (海苔菓子等)
7	Thanakorn Vegetable Oil Products Co., Ltd.	99 M. 2, Soi Thanakorn, Phrasamutchedi Rd., Pakkhlongbangplakot, Phrasamutchedi, Samutprakan 10290	Tel: 0-2819- 7470-3, 0-2819- 8790-7 Fax: 0- 2819-7478, 0- 2819-8798	1974年8月28 日	300,000	植物油、大豆レシチン等
8	Yakult (Thailand) Ltd.	1/3 M. 2, Vibhavadi- Rangsit Rd., Talatbangkhen, Laksi, Bangkok 10210	Tel: 0-2579-0385 Fax: 0-2579-3443	1970年10月16 日	35,000	乳酸菌飲料

(3) 健康食品の輸入業者、販売代理店

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バツ)	取扱品目
1	Glaxo Smith Kline (Thailand) Co., Ltd.	55 Wave Place Bldg., 12 Fl., Wireless Rd., Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 0-2659-3000 Fax: 0-2655-4568	1982年7月2日	312,000	一般医薬品、サプリメント

(4) 健康食品の販売代理店

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バツ)	取扱品目
1	Biopharm Chemicals Co., Ltd.	55 Soi Phrompong, Sukhumvit 39 Rd., Klongtonnua, Vadhana, Bangkok 10110	Tel: 0-2259- 0990, 0-2258-9999 Fax: 0-2259-2866	1977年1月11 日	80,000	サプリメント、一般医薬 品
2	CPF Trading Co., Ltd.	252/115-116 Muangthai- Phatara Complex 2 Bldg., 22 Fl., Ratchadaphisek Rd., Huaikhwang, Huaikhwang, Bangkok 10310	Tel: 0-2939-9090 Fax: 0-2693-0584	2000年12月7 日	800,000	一般食品（肉製品、冷凍 食品、ケーキ、パン等）

(5) サプリメントの製造企業

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バツ)	取扱品目
1	Giffarine Skyline Laboratory & Health Care Co., Ltd.	222/1-3 Navanakorn Industrial Estate, M. 13, Phaholyothin Rd., Klong Nung, Klong	Tel: 0-2834-9222 Fax: 0-2909-1499	2001年2月5日	500,000	サプリメント, 化粧品、 日用品等

		Luang, Pathumthani 12120				
2	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	120, Moo 11, 10th Floor, Ample Tower, Bangna-Trad Rd., Bangna, Bangkok 10260	Tel: 0-2769-4222 Fax: 0-2769-4244	2013年3月14 日	436,950	サプリメント

(6) サプリメントの製造、販売代理店、輸入業者

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	The British Dispensary (L.P.) Co., Ltd.	100/105-108, 31st floor Vongvanij Building B, Rama 9 Rd., Huay Kwang, Bangkok 10320	Tel: 0-2645-1333 Fax: 0-2645- 0700, 0-2645- 0170	1963年5月3日	120,000	サプリメント, 日用品等

(7) サプリメントの製造、販売代理店

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Blackmores Ltd.	539/2 Mahanakorn Gypsum Building, 10A, Bth Fl., Sri- Ayuddhaya Rd., Thanon Phayathai, Ratchathewi, Bangkok 10400	Tel: 0-2248 8290-2 Fax: 0-2248-8293	1995年1月23 日	21,250	サプリメント
2	Cerebos Thailand Ltd.	140/1 Kiang wan Building 2, 15th Fl., Witthayu Rd., Lumpini, Pathumwan, Bangkok	Tel: 0-2651- 8323, 0-2349- 7974 Fax: 0-2253-	1974年8月2日	100,000	サプリメント、美容飲料 等

		10330	7398, 0-2349-7975-6			
3	Fresh & Shine Co., Ltd.	703 Ratchada Suite Building, 5th Fl., Wongsawang Rd., Bang Sue, Bangkok 10800.	Tel: 0-2910-7072-4, 081-928-1050 Fax: 0-2910-7072-4	2005年7月25日	1,000	サプリメント
4	JSP Pharmaceutical Manufactory (Thailand) Co., Ltd.	255,257 Soi Sathupardit 58, Bangpongpan, Yannawa Bangkok 10120	Tel: 0-2284-1218 #138, 0-2683-5324 Fax: 0-2683-5312	2005年11月15日	66,000	サプリメント
5	NBD Healthcare Co., Ltd.	898 Soi Nuanjan 56, Nuanjan, Buengkum, Bangkok 10230	Tel: 0-2791-3933 Fax: 0-2791-3937	1999年5月17日	20,000	サプリメント, ダイエットサポートコーヒー, 化粧品

(8) サプリメントの販売代理店、輸入業者

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Amway (Thailand) Ltd.	1199/1 Ramkhamhaeng Road, Huamark, Bangkok 10240	Tel: 0-2725-8000 Fax: 0-2374-4241	1985年3月19日	2,000	サプリメント、化粧品等
2	Biogrow (TH) Co., Ltd.	52/184 Ramkhamhaeng Rd., Huamark, Bangkok 10240	Tel: 0-2734-4774 Fax: 0-2375-6237	2001年7月24日	17,700	サプリメント
3	Thai Meiji Food Co., Ltd.	252/95 Muang thai-Phatra Complex 2, 18th (A,B) Fl.,	Tel: 0-2694-3311 Fax: 0-2694-3870	2006年8月29日	100,000	菓子類、サプリメント (コラーゲン)

		Ratchadapisek Rd., Huaykwang, Huaykwang, Bangkok 10310				
4	Yulihan Group (Thailand) Co., Ltd.	450/2 Bunya Sathit Building, 3th Fl., Rama 3 Rd., Bang khlo, Bang kholaem, Bangkok 10140	Tel: 0-2291- 4272-75, 080- 065-6333 Fax: 0-2291-5861	2012年10月1 日	11,000	サプリメント

(9) サプリメントの販売代理店

No.	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千円)	取扱品目
1	Giffarine Skyline Unity Co.,Ltd.	36/1 Areesamphan 11, Rama VI Rd., Samsen Nai, Phayathai, Bangkok 10400	Tel: 0-2619-5222 Fax: 0-2619-5222	2001年2月5日	150,000	サプリメント, 化粧品, 日用品等
2	Mega Lifesciences Pty. Ltd. (Thailand)	9th Floor, Ample Tower, 120 Moo 11, Bangna-Trad Road, Bangna, Bangkok 10260	Tel: 0-2769-4222 Fax: 0-2769-4244	1990年1月18 日	50,000	サプリメント

(10) 小売店（量販店）

※各店舗により異なるが、取扱量はごくわずか。チキンエキスで有名な「Brand」のサプリメントが数種ある程度。また、ハイパーマーケット、スーパーマーケットでは薬局がテナントとして入っているケースが多い。

No.	店舗名	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Foodland	Foodland Supermarket Co., Ltd.	2675 Soi Latphrao 95, Latphrao Rd., Klongchaokhunsing, Wangthonglang, Bangkok 10310	Tel: 0-2530- 0220, 0-2530- 0222 Fax: 0-2539- 0837	1972年7 月19日	1,500,00 0	一般食品、日用 品、サプリメン ト
2	Max Value, Jusco, Max Value Tanjai (コンビニエンスス トア)	Aeon (Thailand) Co., Ltd.	78 Chaengwatthana Rd., Anusawari, Bangkhen, Bangkok 10220	Tel: 0-2970- 1825-30 Fax: 0-2970- 1823-4	1984年12 月18日	650,000	一般食品、日用 品、サプリメン ト
3	Tang Hua Seng	Tang Hua Seng Department Store Co., Ltd.	289 Sirinthorn Rd., Bangbamru, Bangphlat, Bangkok 10700	Tel: 0-2434- 0448, 0-2881- 9500 Fax: 0-2434- 6057	1976年7 月28日	200,000	一般食品、日用 品、サプリメン ト
4	Tops, Tops Daily	Central Food Retail Co., Ltd.	99/9 M. 2, Chaengwatthana Rd., Bangtalat, Pakkret, Nonthaburi 11120	Tel: 0-2973- 1700 Fax: 0- 2973-1626	1992年9 月29日	1,529,00 0	一般食品、日用 品、サプリメン ト
5	Villa	Villa Market JP Co., Ltd.	591/1, 4-7 Sukhumvit Rd., Klongtonnua, Watthana, Bangkok 10110	Tel: 0-2662- 1000 Fax: 0- 2662-1979	1988年2 月25日	22,000	一般食品、日用 品、サプリメン ト

(11) 小売店（スーパーマーケット）

※各店舗により異なるが、取扱量はごくわずか。チキンエキスで有名な「Brand」のサプリメントが数種ある程度。また、ハイパーマーケット、スーパーマーケットでは薬局がテナントとして入っているケースが多い。

No.	店舗名	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Big C, Big C Market (スーパーマーケット), Mini Big C (コンビニエンスストア)	Big C Supercenter Public Co., Ltd.	97/11 Ratchadamri Rd., Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330	Tel: 0-2655-0666, 0-2250-4888 Fax: 0-2250-4888	1993年2月7日	8,250,000	一般食品、日用品、衣料品、サプリメント
2	Makro	Siam Makro Public Co., Ltd.	3498 Latphrao Rd., Khlongchan, Bangkok 10240	Tel: 0-2723-1000 Fax: 0-2734-2141	1994年11月2日	2,400,000	一般食品、日用品、サプリメント
3	Tesco Lotus, Lotus Express (コンビニエンスストア), Khumka Shop (コンビニエンスストア)	Ek-Chai Distribution System Co., Ltd.	629/1 Nawamint Rd., Nuanchan, Bangkok 10240	Tel: 0-2797-9000 Fax: 0-2797-9836	1993年8月13日	5,137,500	一般食品、日用品、衣料品、サプリメント

(12) 小売店（ドラッグストア）

No.	店舗名	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	Boots	Boots Retail (Thailand) Ltd.	9 Phakin Bldg., 8th Fl., Ratchadaphisek Rd., Dindaeng, Bangkok 10400	Tel: 0-2694-5999 Fax: 0-2694-5900	1996年9月	5,283,000	一般医薬品、サプリメント、ボディケア用品等
2	Tsuruha	Tsuruha (Thailand) Co., Ltd.	889 Thai CC Bldg., 12 Fl., Rm. 124, South	Tel: 0-2675-8356, 0-2675-	2011年12月30日	100,000	一般医薬品、サプリメント、ボ

			Sathorn Rd., Yannawa, Sathorn, Bangkok 10120	8415 Fax: 0- 2673-9899			ディケア用品等
3	Watsons	Central Watson Co., Ltd.	3388/23-24 Sirinrat Bldg., 8th Fl., Rama IV Rd., Khlongton, Khlongtoei, Bangkok 10110	Tel: 0-2665- 2020, 0-2665- 2003 Fax: 0- 2665-2026	1996年8 月5日	102,941	一般医薬品、サ プリメント、ボ ディケア用品等

(13) 小売店 (コンビニエンスストア)

No.	店舗名	社名	所在地	TEL/FAX	設立	資本金 (千バーツ)	取扱品目
1	FamilyMart	Central FamilyMart Co., Ltd.	99/9 Centralplaza Chaengwattana Office Tower Building, 21st Fl., M. 2 Chaengwattana Rd., Bangtalat, Pakkret, Nonthaburi 11120	Tel: 0-2836- 5999 Fax: 0- 2836-5998	1992年9 月25日	575,000	一般食品、日用 品、サプリメント
2	Fresh Mart	Fresh Mart International Public Co., Ltd.	470 Ramintha Rd., Khannayao, Khannayao, Bangkok 10230	Tel: 0-2948- 7261-9 Fax: 0-2948-7260	2003年9 月9日	18,000	一般食品、日用 品、サプリメント
3	Lawson 108	Saha Lawson Co., Ltd.	2170 Bangkok Tower, 3rd Fl., New Petchburi Rd., Bangkokapi, Huaykawang, Bangkok 10310	Tel: 0-2308- 0700 Fax: 0- 2308-0702	2012年11 月8日	697,000	一般食品、日用 品、サプリメント
4	Seven-Eleven	CP All Public Co., Ltd.	283 Silom Rd., Silom, Bangrak, Bangkok 10500	Tel: 0-2677- 9000 Fax: 0- 2677-1870	1999年12 月3日	8,986,29 6	一般食品、日用 品、サプリメント

※各店舗により異なるが、取扱量はごくわずか。チキンエキスで有名な「Brand」のサプリメントが数種ある程度。

(14) タイの主要小売業者 地域別店舗数 (2014年8月時点)

業態	小売業者 (店舗名)	都市部	東部	中部	北部	東北部	南部	合計
		4 県	4 県	18 県	17 県	20 県	14 県	
量販店	Big C	48	10	17	15	19	12	121
	Makro	11	5	12	10	16	12	66
	Tesco Lotus	36	11	20	8	18	16	109
スーパーマーケット	Big C Market	9	2	4	4	5	6	30
	Foodland	12	1	1	-	-	-	14
	Home Fresh Mart	5	-	-	-	1	-	6
	Lotus Express/ Khumka Shop	389	101	127	135	167	108	1,027
	Max Value/ Jusco	17	1	-	-	-	-	18
	Tang Hua Seng	6	-	1	-	-	-	7
	Tops	61	8	4	7	6	12	98
	Villa	24	2	2	-	1	2	31
ドラッグストア	Boots	152	18	14	17	17	33	251
	Tsuruha	12	3	0	2	0	0	17
	Watsons	145	31	13	31	35	29	284
コンビニエンスストア	Family Mart	情報なし						1,040
	Fresh Mart	情報なし						250
	Lawson 108	28	-	1	-	-	-	29
	Lemon Green (Bangchak)	情報なし						約 100
	Max Value Tanjai	45	-	1	-	-	-	46
	Mini Big C	162	45	88	-	-	-	295
	Select (Shell)	情報なし						約 100
	Seven-Eleven	情報なし						7,663
	Tiger Mart (Esso)	情報なし						96
	Tops Daily*	7	1	1	2	2	2	15




* FamilyMart にブランド移行中





※店舗アルファベット順





- ・都市部 4 県 : Bangkok, Nonthaburi, Pathumtani, Samut Prakarn
- ・東部 4 県 : Chonburi, Rayong, Chantaburi, Trad
- ・中部 18 県 : Singburi, Saraburi, Chainat, Angthong, Lopburi, Ayuthaya, Srakweo, Nakonnayok, Prachinburi, Chachengsao, Suphanburi, Kanchanaburi, Rachaburi, Nakonpathom, Samutsakorn, Samutsongkham, Petchburi, Prachuabkirkhan
- ・北部 17 県 : Chiang Mai, Chiang Rai, Kamphengphet, Lampang, Lamphun, Mae Hong Son, Nakhon Sawan, Nan, Phayao, Phetchabun, Phichit, Phitsanulok, Phrae, Sukhothai, Tak, Uthai Thani, Uttaradit
- ・東北部 20 県 : Amnat Charoen, Buri Ram, Chaiyaphum, Kalasin, Khon Kaen, Loei, Maha Sarakham, Mukdahan, Nakhon Phanom, Nakhon Ratchasima, Nong Bua Lam Phu, Nong Khai, Roi Et, Sakon Nakhon, Si Sa Ket, Surin, Ubon Ratchathani, Udon Thani, Yasothon, Bueng Kan
- ・南部 14 県 : Chumporn, Ranong, Surathani, Pangna, Nakonsirathammarat, Krabi, Phuket, Pathalung, Trang, Songkha, Satul, Pattani, Yala, Narathiwat




4.3 商品例

(1) 食品・飲料分類別

(*) 分類	写真	製品名	製造企業名	価格 (パー ツ)	内容量 (単位)	生産国	含有効能 物質	効果・効能等の 表示文言	サンプリング 場所
A こんにやく		Alimentary Yam Cake	Sahachol Food Supplies Co., Ltd.	42	220g	タイ	Konjac Powder Calcium Hydroxide Seaweed Powder	記載なし	Tops (RCA Branch)
B ヨーグルト		Bio 7- Fruits	DutchMill Co., Ltd.	14	105g	タイ	Vitamin C Vitamin E Calcium	抗酸化作用を助け る。 骨や歯の重要成分。	Seven Eleven (RCA Branch)
ル ク B 乳 幼 児 用 ミ		Enfagrow A+	Friesland Campina (Thailand) Public Co., Ltd.	49.5	180ml (3本/ パック)	タイ	Vitamin C Calcium DHA	血管を強くする。抗 酸化作用を助ける。 骨や歯の重要成分。	Tops (RCA Branch)
B 牛 乳		UHT Plain Milk	Friesland Campina (Thailand) Public Co., Ltd.	12	225ml	タイ	Calcium	骨や歯の重要成分。	Seven Eleven (RCA Branch)





B 鶏卵		Fresh Eggs	CPF (Thailand) Public Co., Ltd.	28	65g (4個/ パック)	タイ	Vitamin E Omega-3	抗酸化作用を助ける。	Seven Eleven (RCA Branch)
C 工品 水産物、 その加		Tempura Seaweed, Taokaenoi	Taokaenoi Food & Marketing Public Co., Ltd..	35	36g	タイ	Vitamin A Calcium	記載なし	Tops (RCA Branch)
D (グミゼリー) 菓子		Biopharm Vitamin C Gummy	Delicup Co., Ltd.	26	18g	タイ	Vitamin C	記載なし	Tops (RCA Branch)
D (グミゼリー) 菓子		Scott's Vitamin C	Cocoland Industry Sdn Bhd	59	40g	マレーシ ア	Vitamin C	記載なし	Tops (RCA Branch)




E シリアル		Nestle CornFlakes	CPW Philippines Inc.	10	150g	フィリピン	Vitamin E, A, B1, B2 Calcium	記載なし	Tops (RCA Branch)
E シリアル		Nestle Milo	Abico Dairy Farm Co., Ltd.	10	200ml	タイ	大豆レシチン Vitamin C Calcium	骨や歯の重要成分。 抗酸化作用を助ける。	Tops (RCA Branch)
F 油		Sunflower oil	Thanakorn Vegetable Oil Products Co., Ltd.	71	1,000ml	タイ	Vitamin E	抗酸化作用を助ける。	Tops (RCA Branch)
G その他		Brand' s Vita Berry	Cerebos (Thailand) Ltd.	35	42 cc	タイ	Vitamin A, C, E and Zinc	記載なし	Tops (RCA Branch)





G その他		Yakult	Yakult (Thailand) Ltd.	7	80 cc	タイ	Animalcule	記載なし	Seven Eleven (RCA Branch)
G その他		Vslim Latte	Korn Thai Co., Ltd.	55	90 g	タイ	L-Carnitine White Bean	記載なし	Seven Eleven (RCA Branch)
G その他		Marutoyo, Japan Green Tea "Ban-Cha"	Daiko Shoten Co., Ltd.	109	100g	日本	記載なし	記載なし	Tops (RCA Branch)



(*この分類は、本調査レポート作成に当たり、便宜上作成したものである (p.95 参照)

(2) ヘルス・ベネフィット別

(*) 分類	写真	製品名	製造企業名	価格 (パー ツ)	内容量 (単位)	生産国	含有効能物質	効果・効能等の 表示文言	サンプリング 場所
ネー ウ シ メ ン ト A ウ エ イ ト マ		Vistra L Carnitine 500 Plus 3L	NBD Healthcare Co., Ltd.	320	30 カブ セル/ポ トル	タイ	L-Carnitine, L-Glutamine, L-Arginine	記載なし	Watson Union Mall
B 美 肌		Vistra Gluta Complex 600	NBD Healthcare Co., Ltd.	550	30 カブ セル/ポ トル	タイ	Glutathione Complex, L-Glutathione, L-Glutamine	記載なし	Watson Union Mall
C 血 行 促 進		Vistra Ginkgo 120	NBD Healthcare Co., Ltd.	330	30 カブ セル/ポ トル	タイ	Ginkgo Biloba	記載なし	Watson Union Mall
D 肝 機 能		Blackmores Bio E 250 IU	Blackmores Ltd.	460	60 カブ セル/ポ トル	オースト ラリア	Vitamin E, D-alpha- Tocopherol	抗酸化作用を助け る	Boots Central Ladprao




E スポーツ		Mega Sports Ultrapro	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	1,699	750 g/ボトル	タイ	Whey Protein	記載なし	Watson Union Mall
F 女性の健康		Blackmores Multi B	Blackmores Ltd.	474	60 カプセル/ボトル	オーストラリア	Vitamin B1, B2, B3, B6, Biotin, Inositol, Choline Bitartrate	神経や筋肉の働きを助ける。	Boots Central Ladprao, Watson Central Ladprao
F 女性の健康		NAT B	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	480	40 カプセル/ボトル	タイ	Vitamin B1 (Thiamine Mononitrate), B2 (Riboflavin), B3 (Nicotinamide), B6 (Pyridoxine Hydrochloride), Calcium Pantothenate, Folic Acid, Choline Bitartrate, Biotin, Inositol	神経や筋肉の働きを助ける。 ビタミンB不足を補う。	Boots Central Ladprao, Watson Central Ladprao

G 男性の健康		Vistra L-Arginine	NBD Healthcare Co., Ltd.	230	30 カプセル/ボトル	タイ	Amino Acid L-Arginine	記載なし	Boots Central Ladprao
H 関節サポート		Calcium-D	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	468	90 カプセル/ボトル	タイ	Calcium Vitamin D	骨や歯の重要成分。	Boots Central Ladprao
I 循環器機能		Royal Ginsam	Fresh&Shine Co., Ltd.	1,260	60 カプセル/ボトル	タイ	Extract Red Reishi extract	記載なし	Boots Central Ladprao
J 老化防止		Seoul Secret Collagen Peptide 600 mg. Plus	Yulihan Group (Thailand) Co., Ltd.	790	60 カプセル/袋	タイ	Collagen Peptide	記載なし	Boots Central Ladprao





J 老化 防止		Meiji Amino Collagen	Meiji Co., Ltd.	1,300	200g/缶	日本	Collagen Vitamin C	記載なし	Watson Union Mall
J 老化 防止		Vistra Collagen Peptide 4000	NBD Healthcare Co., Ltd.	329	8g×10 包	タイ	Collagen Peptide Vitamin C	記載なし	Watson Union Mall





(*この分類は、本調査レポート作成に当たり、便宜上作成したものである (p.95 参照)




(3) 素材・成分別





(*) 分類	写真	製品名	製造企業名	価格 (パー ツ)	内容量 (単 位)	生産国	含有効能 物質	効果・効能等の 表示文言	サンプリング 場所
A 藻類 (スピ リリナ)		Boots Spirulina 500	The British Dispensary (L. P.) Co., Ltd.	380	90 カ プセル /ボト ル	タイ	Spirulina	記載なし	Boots Gateway Ekamai
B ビタミン C類 (ビ タ ミ ン C)		Blackmores Bio C 1000 mg	Blackmores Ltd.	260	31 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Vitamin C	記載なし	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai
B ビタミン C類 (ビ タ ミ ン C)		Blackmores Bio C 1000 mg	Blackmores Ltd.	450	62 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Vitamin C	記載なし	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai





(ビタミンC) B ビタミン類		Blackmores Bio C 1000 mg	Blackmores Ltd.	840	150 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Vitamin C	記載なし	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai
(ビタミンC) B ビタミン類		NAT C	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	249	30 カ プセル /ボト ル	タイ	Vitamin C, Sodium Ascorbate, Calcium Ascobate	抗酸化作用を助け る。 コラーゲンの生成 を助け、血管を 強くする。	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai
(ビタミンC) B ビタミン類		NAT C	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	385	60 カ プセル /ボト ル	タイ	Vitamin C, Sodium Ascorbate, Calcium Ascobate	抗酸化作用を助け る。 コラーゲンの生成 を助け、血管を 強くする。	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai
(ビタミンC) B ビタミン類		NAT C	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	779	150 カ プセル /ボト ル	タイ	Vitamin C, Sodium Ascorbate, Calcium Ascobate	抗酸化作用を助け る。 コラーゲンの生成 を助け、血管を 強くする。	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai




B ビタミン類 (ビタミンE)		Blackmores Bio E 250 IU	Blackmores Ltd.	460	60 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Vitamin E, D- Alpha-Tocopherol	抗酸化作用を助け る。	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai
B ビタミン類 (ビタミンE)		Blackmores Bio E 500 IU	Blackmores Ltd.	730	60 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Vitamin E, D- Alpha-Tocopherol	抗酸化作用を助け る。	Boots Gateway Ekamai
B ビタミン類 (ビタミンE)		Nat E	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	265	30 カ プセル /ボト ル	タイ	Vitamin E, D- Alpha Tocopheryl Acetate	記載なし	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai
B ビタミン類 (ビタミンE)		Natural Vitamin E 400	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	265	30 カ プセル /ボト ル	タイ	Vitamin E, D- Alpha Tocopheryl Acetate	天然ビタミンE 抗酸化作用を助け る。	Boots Gateway Ekamai, Watsons Gateway Ekamai


C 糖類 (食物繊維)		Vistra DT Daily Fiber 7000 mg.	NBD Healthcare Co., Ltd.	195	8g×10 包	タイ	Fiber	食物繊維が腸内の 内容物を増やし、 排泄を助ける。	Watsons Big C Rajdamri
(D にんにく) D ハーブ等植物成分		Garlic Oil	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	229	100 カ プセル /ボト ル	タイ	Fresh Garlic	記載なし	Boots Big C Rajdamri, Watsons Big C Rajdamri
(D イチョウエキス) D ハーブ等植物成分		Brand's Ginkgo Biloba with Essence of Chicken	Cerebos (Thailand) Ltd.	445	30 カ プセル /箱	タイ	Ginkgo Biloba	記載なし	Boots Big C Rajdamri
(D イチョウエキス) D ハーブ等植物成分		Ginkgo Biloba Extract 40 mg.	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	440	30 カ プセル /ボト ル	タイ	Ginkgo Biloba	記載なし	Watsons Big C Rajdamri

D （朝鮮人参） ハーブ等植物性分		Mega Ginsomin	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	540	30 カプセル/箱	タイ	Korean Ginseng Extract, Vitamin C, Phosphorus	記載なし	Boots Big C Rajdamri, Watsons Big C Rajdamri
E （ローヤルゼリー） 蜂製品（プロポリス、	Boots , Watsons 店頭で製品は確認できなかった	-	-	-	-	-	-	記載なし	-
F （乳酸菌） 発酵微生物		Combif AR	JSP Pharmaceutical Manufactory (Thailand) Co., Ltd.	220	10 カプセル/箱	タイ	Bifidobacterium Longum, Milk Protein	記載なし	Boots Central Ladprao
G （脂質） DHA)		Biogrow Fish Oil	Biogrow (TH) Co., Ltd.	690	60 カプセル/ボトル	タイ	Fish Oil, EPA, DHA, Vitamin E	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 9

G 脂質(DHA)		Fish Oil 1000 mg.	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	629	100 カ プセル /ボト ル	タイ	Fish Oil, EPA, DHA	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 9
G 脂質(EPA)		Biogrow Fish Oil	Biogrow (TH) Co., Ltd.	345	60 カ プセル /ボト ル	タイ	Fish Oil, EPA, DHA, Vitamin E	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 9
G 脂質(EPA)		Fish Oil 1000 mg.	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	629	100 カ プセル /ボト ル	タイ	Fish Oil, EPA, DHA	記載なし	Watson Central Rama 9
G 脂質(月見草油)		Blackmores Evening Primrose Oil 1000	Blackmores Ltd.	590	60 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Evening Primrose Oil	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 11

G 脂質(月見草油)		Evening Primrose Oil 1000 mg	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	869	200 カプセル/ボトル	タイ	Evening Primrose Oil	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 12
G 脂質(月見草油)		Vistra Evening Primrose Oil 1000 mg	NBD Healthcare Co., Ltd.	390	75 カプセル/ボトル	タイ	Fish Oil, Evening Primrose Oil	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 13
G 脂質(Omega-3)		Blackmores Fish Oil 1000	Blackmores Ltd.	590	80 カプセル/ボトル	オーストラリア	Fish Oil, Omega-3	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 9
G 脂質 (大豆レシチン)		Blackmores Proliv	Blackmores Ltd.	650	60 カプセル/ボトル	オーストラリア	Lecithin	記載なし	Boots Fortune Town

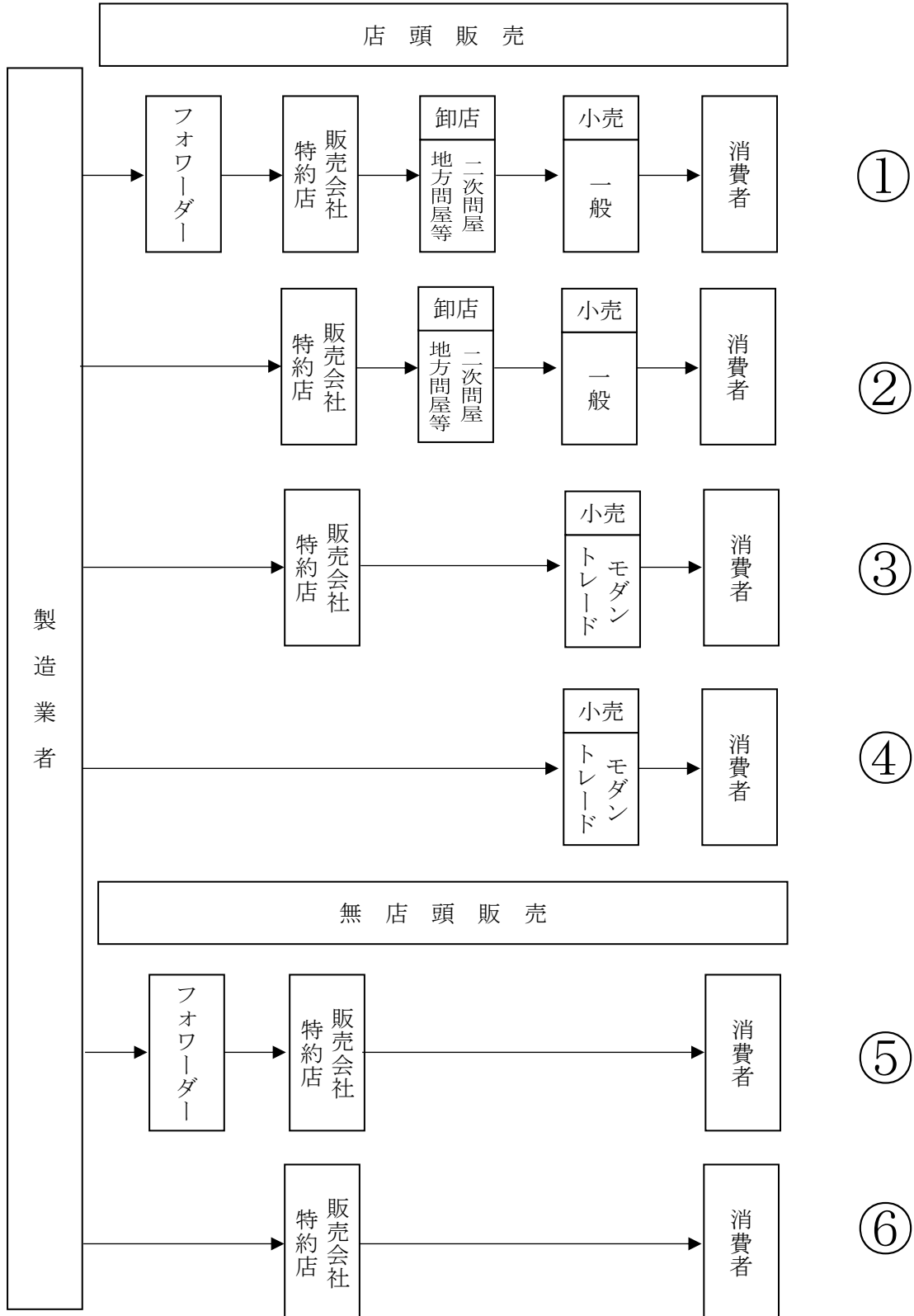
G (大豆レシチン) 脂質		Lecithin 1200 mg.	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	499	100 カ プセル /ボト ル	タイ	Lecithin	記載なし	Boots Fortune Town, Watson Central Rama 9
H (物、しじみ抽出物) たんぱく質(牡蠣抽出物)	Boots , Watsons 店頭で製 品は確認できなか った	-	-	-	-	-	-	記載なし	-
I (カルシウム) ミネラル		Blackmores Calcium	Blackmores Ltd.	269	60 カ プセル /ボト ル	オースト ラリア	Calcium, Vitamin D3	骨や歯の重要成 分。	Boots Central Ladprao, Watson Central Ladprao
I (カルシウム) ミネラル		Calcium-D	Mega Lifesciences Public Co., Ltd.	468	90 カ プセル /ボト ル	タイ	Calcium, Vitamin D	骨や歯の重要成 分。	Boots Central Ladprao, Watson Central Ladprao

I ぎ の ハ		Royal Ginsam	Fresh&Sshine Co., Ltd.	1,260	60 カ プセル /ボト ル	タイ	赤霊芝	記載なし	Watson Central Ladprao
------------------	---	-----------------	---------------------------	-------	-------------------------	----	-----	------	------------------------------

(*この分類は、本調査レポート作成に当たり、便宜上作成したものである (p.95 参照)

4.4 販売チャネル

健康食品の流通経路は、主に以下のような形態がある。タイにおける健康食品の主な流通経路は、モダントレードに分類される下記表内の③、④である。



出所：調査に基づきジェトロ作成

4.5 店舗インタビュー

健康食品を取り扱っているタイの小売店でインタビューを行った結果を、表 29 にまとめた。店舗により多少の相違はあるものの、店頭の販売員によると、サプリメントの主な購入者は 6 割から 7 割が女性であり、職業は会社員、年齢は 20 代から 40 代であるとの見解だった。女性は美白、美肌志向の人が多く、美白、美肌によいとされるビタミン類、コラーゲン関連の商品は人気がある。購入価格帯は、500～1,000 バーツ程度が多く、1 回の購入で 1 カ月分のサプリメント商品を購入することが多い。また、サプリメントのブランドでは「Blackmores」、「Mega We Care」が有名であり、品質に信頼がおけるブランドとして知られているようだ。「Mega We Care」は手ごろな価格、プロモーションの多さが人気の理由の 1 つとなっている。

表 29 店舗インタビュー結果一覧

店舗名 支店名	売れ筋、ヘルス・ ベネフィット別			売れ筋、素材・成分別			売れ筋の商品名			売れ筋の 値段 (バーツ)	購入層	
	1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位		男性	女性
Boots/ Big C Rajdamri	B 美肌	J 老化 防止	C 血行 促進	B ビタ ミン類	C 糖類	G 脂質	Boots Vitamin C 1000mg	Blackmor es Fish Oil 1000	Vistra Zinc	1000 以上	30-40 歳代 主に会社員	30-40 歳代 主に会社員
Boots/ Fortune Town	C 血行 促進	D 肝機 能	B 美肌	C 糖類	B ビタ ミン類	D ハー ブ等植 物成分	Blackmor es Bio Zinc	Blackmor es Exec B' s	Mega We Care Nat C	500-1000	25-40 歳代 主に会社員	25-40 歳代 主に会社員
Boots/ Gateway Ekamai	K その 他 (グル タチ オン)	C 血行 促進	B 美肌	D ハー ブ等植 物成分	C 糖類	K その 他 (グル タチ オン)	Blackmor esVitami ns Bio C100 mg	Blackmor es Fish Oil 1000	Nutrakal Glutathi one	500-1000	30-40 歳代 主に会社員	30-40 歳代 主に会社員
Boots/Se acon Bangkae	B 美肌	F 女性 の健康	H 関節 サポー ト	J その 他 (グル タチ オン)	B ビタ ミン類	I ミ ネラル (カル シウ ム)	Blackmor es Radiance Marine Q10	Blackmor es Vitamins Bio C 100 mg	Mega We Care Calcium- D	500-1000	30-40 歳代 主に会社員	30-40 歳代 主に会社員

Boots/The Mall (Ramkamhang)	B 美肌	A ウェイトマネージメン	F 女性の健康	B ビタミン類	J その他(コラーゲン)	H たんぱく質	Boots Luminese Forever	Blackmores Vitamins Bio C 100 mg	Vistra C	500-1000	25-35 歳代主に会社員	25-45 歳代主に会社員
Watson/Big C Rajdamri	A ウェイトマネージメン	B 美肌	J 老化防止	A 藻類	B ビタミン類	J その他(コラーゲン)	Ex-treme L-Carnitine Tartrate	Blackmores Vitamins Bio C 100 mg	Biogrow NuRiss Colla Plus C 8000	1000 以上	30-40 歳代主に会社員	30-40 歳代主に会社員
Watson/Centralplaza Rama 9	B 美肌	C 血行促進	J 老化防止	B ビタミン類	C 糖類	J その他(コラーゲン)	Blackmores Vitamins Bio C 100 mg	Blackmores Bio Zinc	Vistra Collagen Peptide 4000	1000 以上	30-40 歳代主に会社員	25-40 歳代主に会社員
Watson/Gateway Ekamai	B 美肌	D 肝機能	C 血行促進	B ビタミン類	D ハーブ等植物成分	C 糖類	Blackmores Vitamins Bio C 100 mg	Mega We Care Nat C	Watson Multi B	500-1000	25-40 歳代主に会社員	25-40 歳代主に会社員
Watson/Seacon Bangkae	B 美肌	J 老化防止	K その他 (Fish Oil)	B ビタミン類	J その他(コラーゲン)	G 脂質 (EPA、DHA)	Blackmores Vitamins Bio C 100 mg	Boots Marine Collagen Peptide 3000	Mega We Care Fish Oil 1000 mg	500-1000	25-40 歳代主に会社員	25-40 歳代主に会社員
Watson/The Mall (Ramkamhang)	F 女性の健康	G 男性の健康	B 美肌	B ビタミン類	J その他(L-カルニチン)	J その他(グルタチオン)	Blackmores Vitamins Bio C 100 mg	VISTRA Gluta Complex 600	Mega We Care Nat C	500-1000	20-40 歳代主に会社員	20-40 歳代主に会社員

参考：健康食品の分類一覧（本調査レポート作成に当たり、便宜上作成）

大	機能性食品	サプリメント	
中	なし	ヘルス・ベネフィット別	素材・成分別
小	<p>A 青果物・その加工品 （野菜、果物、こんにゃく、しらたき）</p> <p>B 畜産物・その加工品 （鶏卵、ヨーグルト、牛乳、アイスクリーム、乳幼児用ミルク）</p> <p>C 水産物・その加工品 （ワカメなど）</p> <p>D 菓子（チョコ、米菓、ゼリー）</p> <p>E ミューズリー（米、小麦、大麦フレークなど）</p> <p>F 油</p> <p>G その他加工食品</p>	<p>A ウェイトマネージメント</p> <p>B 美肌</p> <p>C 血行促進</p> <p>D 肝機能</p> <p>E スポーツ</p> <p>F 女性の健康</p> <p>G 男性の健康</p> <p>H 関節サポート</p> <p>I 循環器機能</p> <p>J 老化防止</p> <p>K その他</p>	<p>A 藻類（クロレラ、スピルリナ）</p> <p>B ビタミン類（ビタミンC、ビタミンE）</p> <p>C 糖類（キトサン、食物繊維、グルコサミン）</p> <p>D ハーブ等植物成分（オタネニンジン、麦類若葉、イチヨウ葉エキス、梅エキス、にんにく、緑茶エキス）</p> <p>E 蜂産品（プロポリス、ローヤルゼリー）</p> <p>F 発酵微生物（乳酸菌、酵母、ナットウ菌培養エキス）</p> <p>G 脂質（EPA、DHA、大豆レシチン、月見草油、オメガ3）</p> <p>H たんぱく質（牡蠣抽出物、しじみ抽出物）</p> <p>I きのこと（マンネンタケ、シイタケ） ミネラル（カルシウム）</p> <p>J その他</p>


5. 失敗・トラブル事例

前述のとおり、タイではグループ1（特定管理食品）、グループ2（品質規格管理食品）、グループ3（表示管理食品）に属する食品等を販売する場合、FDAに登録して認可（オーヨー・マーク）を得る必要がある。商品にFDA規定で定められた以外の効果・効能を表示する場合、FDAにその効果・効能を証明して認可を得る必要があるが、この証明は非常に困難であることから、健康食品を店頭で販売する場合、多くは販売員が口頭で効果・効能を伝えて推奨販売を行っている。一般消費者は商品の品質や安全性を注視しており、FDA認可のオーヨー・マークが付いていることは、購入の目安となっている。

このような中、FDA発表によると、2014年4月に33件、7月に45件のトラブル事例が報告されており、実際のところFDAの認可がされていない違反原料の使用や効果・効能表示違反の食品が市場に出回っている。このような複数のトラブル事例が散見されることから、タイ政府による安全性管理は厳しくなっている現状にある。

表 30 表示違反の例

商品内容	FDA 登録番号	写真
Raspberry Ketones Advanced Complex with Acai, Afrigan mango & Green Tea	FDA への登録がない	
LIPO 8 BURN SLIM High Fiber	FDA への登録がない	
FUCO PURE Fucoxanthin Extract Made in USA	FDA への登録がない	

<p>Sliming Diet Coffee 薬があまり効かない人に。 速く痩せる・1箱だけで痩 せる！！10KG</p>	<p>FDA 番号 10-1-09050-1- 0073 偽の番号を表示</p>	
---	--	--

出所：Food and Drug Administration Thailand 2014年7月8日

表 31 健康食品に関するトラブル事例、行政処分

トラブル事例	内容	行政処分
<p>禁止材料の食品 例： 痩せるコーヒー、勃起不全 を治療するコーヒー</p>	<p>使用材料の違反。痩せる 薬、バイアグラ、ステロイ ドなど、食品に禁止されて いる医薬品を使用。食品に 使用してはならない、化粧 品材料に使用される水銀 剤、ヒドロキノン、レチノ イン酸を使用していた。</p>	<p>販売者・製造者：20,000バ ーツ以下の罰金、2年以下刑 獄される。</p>
<p>FDA の登録違反 例： 偽 FDA 登録番号 FDA 番号がない食品</p>	<p>登録できない食品に偽の番 号を付けて販売</p>	<p>販売者・製造者：罰金 30,000 バーツ以下</p>
<p>表示違反 例： 商品効果、生産場所不正</p>	<p>食品の効果に関する消費者 を騙す表示</p>	<p>販売者・製造者：5,000～ 100,000 バーツ以下の罰金、 6 カ月～10 年刑獄される。</p>

出所：2013年1月10日 Food and Drug Administration Thailand, 2014年8月21日
Food and Drug Administration Thailand

健康食品調査（タイ）

2015年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所、農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
